



学 生 便 覧

2 0 1 7 (H 2 9) 年 度

高 知 短 期 大 学

〒780-8516 高知市永国寺町2番22号
電 話(088)821-7202(代)
F A X(088)821-7103

2017年度(平成29年度)行事予定表

主な月別行事予定		月日(曜日)																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
オリエンテーション	4月7日(金)	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
*前期講義期間	4月10日(月)～8月7日(月)																															
前期・通年科目・夏季集中講義受講申請期間	4月10日(月)～21日(金)																															
授業回数調整による休講	4月21日(金)																															
創立記念日(通常授業)	4月27日(木)																															
授業回数調整による休講	5月15日(月)																															
夏季集中講義受講追加申請期間	7月18日(火)～28日(金)																															
補講予備日	7月22日(土)、23日(日)、29日(土)、30日(日)																															
金曜日の授業	7月18日(火)																															
*補講・試験期間	8月1日(火)～7日(月)(土日除く)																															
*夏休み	8月8日(火)～10月1日(日)																															
夏季集中講義	8月21日(月)～9月10日(日)																															
前期成績提出期限(教員)	8月21日(月)																															
前期成績閲覧期間(学生)	8月28日(月)～9月27日(水)																															
夏季集中成績提出期限(教員)	9月22日(金)																															
*後期講義期間	10月2日(月)～2月19日(月)																															
後期科目受講申請期間	10月2日(月)～16日(月)																															
夏季集中成績閲覧期間(学生)	10月2日(月)～11月2日(木)																															
授業回数調整による休講	11月29日(水)																															
冬季集中講義(予定)	12月16日(土)～22日(金)																															
*冬休み	12月23日(土)～1月4日(木)																															
後期講義再開	1月5日(金)																															
月曜日の授業	1月9日(火)																															
センター試験準備(休講)	1月12日(金)																															
補講予備日	2月3日(土)、4日(日)、7日(水) 2月10日(土)、11日(日)																															
*補講・試験期間	2月13日(火)～19日(月)(土日除く)																															
*春休み	2月20日(火)～																															
通年・後期成績提出期限(教員)	2月23日(金)																															
通年・後期成績閲覧期間(学生)	3月1日(木)～3月23日(金)																															
卒業・修了判定会議(教員)	3月7日(水)																															
卒業・修了予定者掲示	3月9日(金)																															
卒業式	3月21日(水)																															

(注1) ①～⑮ 講義期間曜日別回数

各種申請手続期限一覧表

○長期履修期間変更申請

長期履修期間延長申請	平成30年3月20日（火）まで
長期履修期間短縮申請	平成29年9月8日（金）まで
備考	長期履修期間の変更を希望する場合、上記期日までに学務支援室に申請しなければなりません。詳細は p.40～43「高知短期大学長期履修学生規程」を参照。 <u>所定の期間内であれば、休学中でも申請が認められます。</u>

○受講手続

前期科目・通年科目受講申請期間	4月10日（月）から 4月21日（金）まで
夏季集中講義申請期間	7月18日（火）から 7月28日（金）まで
後期科目受講申請期間	10月 2日（月）から10月16日（月）まで
備考	開講科目を受講し、単位を修得するためには、上記の期間内に希望する科目の受講申請を行わなければなりません。ただし、受講科目の変更は申請期間内であれば可能です。詳細は p.16「(4) 受講手続」を参照。

○特別聴講学生願（単位互換願）提出期限

通年・前期・夏季集中科目	4月21日（金）まで
後期	10月16日（月）まで
備考	<p>本学学生は、高知県立大学の開講科目の一部を特別聴講学生として受講し、単位を修得し、本学の卒業に必要な単位として加えることが可能です。特別聴講学生として受講を希望する場合には、以下の手順で「特別聴講学生願」を提出すること。詳細は p.34～p.39 の諸規程を参照。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象科目のシラバス（県立大学の Web で閲覧できます）をよく読み履修対象等授業内容を確認する。 ② 1度授業に出席し、正式に受講する意志があれば県立大学授業担当教員のサイン等をもらう。 ③ 基礎ゼミ担当教員または社会科学演習担当教員のサイン等をもらう。 ④ その他必要事項を記入し、期日までに学務支援室へ提出する。 ⑤ 各教員サイン等があれば、特段の事情がない限り受講可能となる。

目 次

I 本学の概要	1
1. 本学の沿革	1
2. 法人と大学の組織	2
II 学生生活	3
1. 学生生活のために	3
2. 証明書・届・願	4
3. 通学等	9
4. 授業料	9
5. 学生健康診断	9
6. 学生教育研究災害傷害保険	9
7. 安否確認連絡のお願い	10
8. 各種ハラスメントへの対応	11
9. 海外へ渡航する際の安全確保と渡航届の提出について	11
10. 卒業後の進路	11
11. 学内施設の利用	13
12. その他	13
III 履修	14
1. 科目履修のために	14
2. 高知短期大学社会科学科における授業科目の読み替え	18
IV 学則及び諸規程	19
1. 高知短期大学学則	19
2. 高知短期大学教育課程の授業科目に関する規程	25
3. 高知県公立大学法人授業料等に関する規程	27
4. 高知短期大学科目等履修生に関する規程	31
5. 高知短期大学特別聴講学生に関する規程	32
6- (1). 高知県立大学と高知短期大学との単位互換に関する協定書	35
6- (2). 高知県立大学と高知短期大学との単位互換に関する協定書についての覚書	36
7. 高知短期大学長期履修学生規程	38
8. 高知短期大学障害のある学生のための就学支援に関する基本規程	42

9. 高知短期大学障害者の入学試験及び修学に関する規程	43
10. 高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館資料等 利用細則	44
11. 風水害等非常時における授業・学期末試験の取り扱いについて（申し合わせ）	47
12. 特別の理由による授業欠席者の取扱いについて（申し合わせ）	48
13. 高知短期大学学生の表彰に関する申し合わせ	51
14. 高知短期大学学生会館規程	52
15. 高知短期大学社会科学会会則	55
16. 高知短期大学学友会会則	56
V 教 員	58
VI 校舎・校地概要図	62
VII 施設等配置図	63

付録 2017年度(平成29年度)行事予定表

各種申請手続期限一覧表（2017年度(平成29年度)行事予定表の次）

高知短期大学学生歌（裏表紙の裏）

I 本学の概要

1. 本学の沿革

高知短期大学は、戦後間もない時期に勉学意欲に燃える勤労市民たちの運動によって生み出された大学である。1951年高知女子大学主催の公開講座を受講した多くの熱心な勤労青年たちが、「働きながら学べる夜間大学の設立を」という請願書を県議会に提出、議会在これを全会一致で採択して、男女共学・社会科学科・女子大併設というかたちで1953年4月に高知短期大学が開設された。その後も職員と学生・卒業生が一体となって、地域社会の勤労市民に開かれた唯一の夜間高等教育機関として拡充・発展させるべく努力が続けられてきている。

1956年には中学校社会科教員資格を取得できる教職課程を開設し、1965年には学生定数を開設時の60名から120名に倍増した。さらに1975年には県下の大学・短大で初めて身体障害者の入学を認め、また、地域自治体の要請に応じて1981年には中村市（現四万十市）、83年には本山町、95年には田野町と連携して公開講座を開講した。本山町の講座は、多くの熱心な受講者に支えられて今日まで続けられ、本学のすそ野を広げている。

1986年には定時制高校からの強い要請を受けて推薦入試制度を導入し、翌87年にはこれを通信制高校にも拡大した。また1988年には生涯学習要求の高まりに呼応して社会人を対象とする特別入試制度を採用した。さらに2002年度より全日制普通科に推薦制度を拡大し、多様な入試機会を提供していくことになった。

1998年度からは、時代の変化と社会のニーズによりよく適合させるべく新たなカリキュラム編成が試みられ、また、県の方針により廃止された教職課程に代って、本科での学習をさらに深めてゆくことのできる専攻科（応用社会科学専攻第二部）が開設された。

他方、ハード面では1969年に木造旧校舎から現在の鉄筋4階建新学舎への改築が行われたのを始め、1980年には南学舎と学生会館が新築され、88年には附属図書館新館が落成・開館した。翌89年には念願の身障者用エレベーターの設置が実現し、1998年度から図書館・研究室・情報教育教室等がインターネットと接続されることとなった。さらに2002年度には、学内パソコン・授業用パソコンの学生の自由利用を認め、学生の情報処理能力や情報活動の向上のための条件整備を行った。

また、2001年度には、高知女子大学との単位互換制が発足、入試成績に係わる個人情報の開示を始めとする入試関係情報提供の充実も進められた。

2004年度には、懸案であった長期履修学生制度を導入、働きながら学ぶ学生の仕事と学業の両立の支援をより一層強化することとした。また、文部科学省の学校教育法施行規則・告示の一部改正による大学入学資格の弾力化に伴い、高等学校・短期大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められる方に入学資格を付与するため、2005年度入試から、本学においても個別の入学資格審査を行うことが決まった。

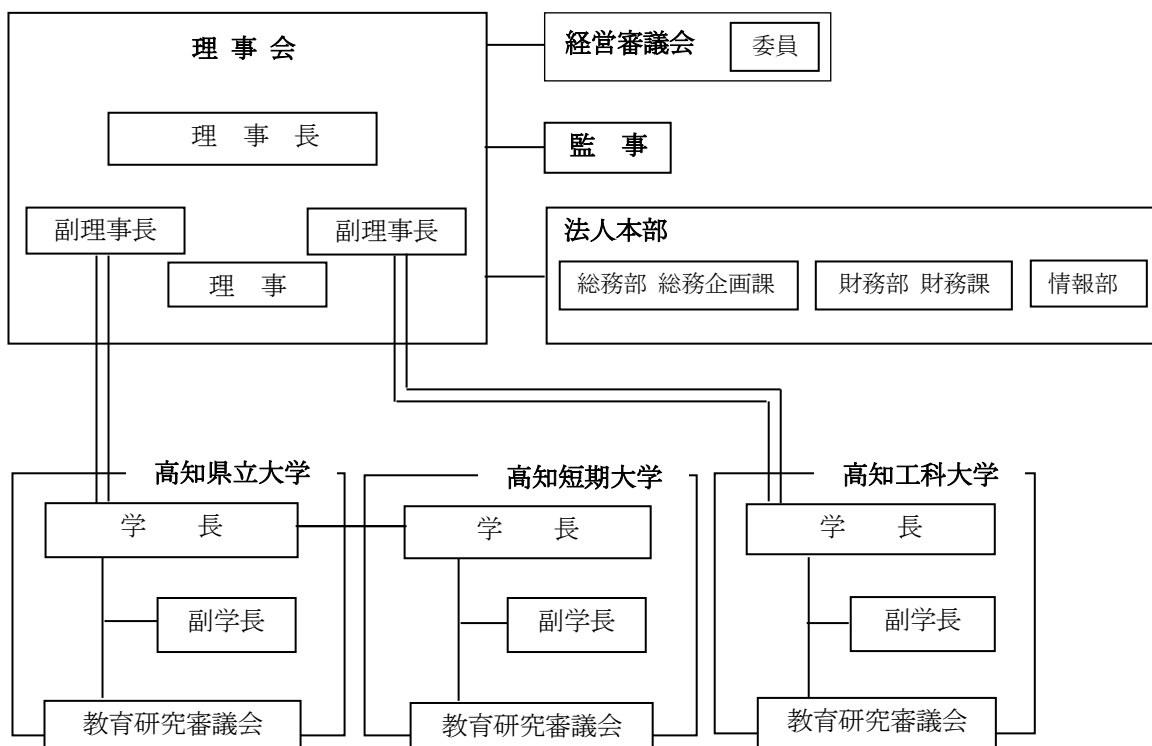
本学は、1953年の開学以来、県立大学として推移してきたが、2010年3月の教授会において公立大学法人に移行することを決定した。本学は、2011年4月1日より高知県公立大学法人のもとに運営されている。

2008年以来新たな社会科学系学部の創設を含む永国寺キャンパス整備の検討が進められていたが、高知工科大学による新学部構想（最終的には経済・マネジメント学群となる）が明らかになるにつれ、高知短期大学の将来のあり方が問題となり、本学教授会の合意を経て2012年3月、高知県公立大学法人理事会は「高知短期大学の発展的解消」を決定した。翌年、県議会は本法人の中期目標の改訂を行い、高知短期大学が果たしてきた社会人教育や社会科学教育などの役割は高知県立大学などに引き継ぎ、発展させていくとし、高知短期大学は2015年度からの学生募集を停止し、在学生の卒業・修了を待って廃止することとした。本学は60年以上にわたる歴史を閉じようとしているが、県立大学文化学部には夜間主コースが置かれ、県に初めて4年制大学の夜間課程が誕生した。

また2015年4月から高知工科大学が高知県公立大学法人のもとに統合され、同法人は高知短期大学、高知県立大学及び高知工科大学の3大学を運営する。永国寺キャンパスには法人本部とともに、高知短期大学、高知県立大学文

化学部及び高知工科大学経済・マネジメント学群が置かれた。キャンパス整備も順次進み、新校舎において、本学と県立大学文化学部夜間主コースが夜間の授業を実施している。

2. 法人と大学の組織



Ⅱ 学生生活

1. 学生生活のために

(1) 学生証と学籍番号

ア 学生証は、本学の学生であることを証明するためのものです。また、平日の 20 時以降や土日などに校舎に出入りする際、入口に設置している読み取り装置に学生証をかざすと校舎に入ることができます。ただし、23 時以降は校舎に入れません。

なお、学生証は常に携帯し、必要ある時はいつでも提示できるようにしてください。折り曲げたりしないよう大事に取り扱い、保管にも十分気をつけてください。

学内においては、試験を受けるときや総合情報センター図書館を利用するとき、学割証の交付を申請するときなど、また、学外では、通学定期乗車券や学割証を使って乗車券を購入するとき、それらを使用するときなどに学生証の提示を求められます。

学生証を紛失したり破損した場合は、事務局で再交付を受けてください。紛失したときは、悪用される恐れがありますので、警察へ届けてください。破損した場合には、破損したカードも添えて学生証再発行申請書を提出してください。その他学生証の記載事項に変更が生じた場合においても、カードを添えて学生証再発行申請書を事務局へ提出して、記載事項の書換えを受けてください。

なお、再交付には、実費相当額の負担をお願いします。

イ 学生証には学籍番号が記されています。この学籍番号は卒業するまで変更されることはありません。

(2) 学生情報の届出と災害時の安否確認

入学時に届け出た住所、電話番号、携帯電話番号、E-mail アドレスなどに変更があった場合や改姓した時、また、入学時に提出した保証人の住所、電話番号等に変更があった場合には、その都度直ちに事務局へ届け出てください。

※平成 25 年度から大規模災害時の安否確認のために、E-mail アドレスを利用した「安否確認システム」を導入していますので、E-mail アドレスの届出・変更は忘れずに行うようにしてください。

(3) 掲 示 板

ア 学生への情報・通知等の連絡については、下記のとおり掲示します。

(ア) 学生指導関係事項は 3 階への階段を上って右手の掲示板

(イ) 授業の休講・補講は、掲示板および短大ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/kjc/>)

大学は個人・個別に連絡することは一般的に行いません。レポートの提出の指示や教室の変更等は掲示により行います。いったん掲示した事項は周知したものとして取り扱うので、毎日機会あるごとに掲示板を見るよう心掛けてください。

イ 掲示物を学内に掲示したいときは、事前に事務局窓口へ届け出て許可を得てください。

(4) オフィスアワー

専任教員が学生の訪問を受けるために、研究室などあらかじめ指定した場所に必ず待機しておく時間帯のことを「オフィスアワー」と言い、別途掲示します。

学業や学生生活全般に関する質問や相談をする、あるいは個人的な指導・助言等を受けるなどの目的で自由に訪問可能な時間帯ですので活用してください。

(5) そ の 他

ア 本学周辺住民の迷惑にならないよう、特に 21 時以降の校舎外での行動には気を付けてください。

イ 23 時以降は学内に滞在せず、速やかに帰宅してください。

ウ 喫煙は必ず指定場所をお願いします。

2. 証明書・届・願

※用紙は事務局にあります。また、申請には、押印（認印で可）が必要です。

<証明書>

種 別	提 出 書 類 ・ 期 限	備 考
在 学 証 明 書	証明願 必要事項を記入、押印のうえ、交付希望日の3日前（土、日、祝日を除く。）までに事務局窓口へ申請すること。 提出期限を考慮し、早めに申請すること。 ただし、在学証明書については、即日交付可。	証明手数料については、 在学生は無料。 卒業生は1件420円 なお、卒業後1年未満の者が就職に必要とする証明については無料。
成 績 証 明 書		
卒 業 見 込 証 明 書		
卒 業 証 明 書		
単 位 修 得 証 明 書		

<通学関係証明書等>

種 別	提 出 書 類	提 出 期 限
学 割 証	学生運賃割引証発行依頼書	その都度速やかに
通 学 証 明 書	通学証明発行願	
通 学 用 駐 車 許 可 証	通学用駐車許可申請書	

<届>

種 別	提 出 書 類	提 出 期 限
住 所 変 更 届	同左	その都度速やかに
改 姓（名）届	同左 戸籍抄本添付	
勤 務 先 変 更 届	同左	

<願>

種 別	提 出 書 類	備 考
退 学 願	同 左	やむを得ない事由により退学しなければならないときは、ゼミ担当教員に相談のうえ、事務局窓口へその都度速やかに届け出ること。
休 学 願	同 左	病気その他特別な理由により、3月以上就学が困難なときは、ゼミ担当教員に相談のうえ、事務局窓口へその都度速やかに届け出ること。
復 学 願	同 左	休学の事由が消滅したときは、復学することができるので、事務局窓口へその都度速やかに届け出ること。
追 試 験 受 験 願	同 左	試験実施日から5日以内に受験できなかったことを証明する書面を付して事務局に提出すること。
再 試 験 受 験 願	同 左	成績通知日から指定された期限までに事務局に提出すること。

永国寺キャンパス通学用駐車許可申請書

平成 年 月 日

高知県立大学長 様
高知短期大学長 様

所 属 _____
学籍番号 _____
住 所 _____

連絡先 _____
氏 名 _____ 印

通学のため自動車を使用したいので、駐車許可証の交付を申請します。

記

車種登録 番号	(記入例 高知・500・あ・8888) 正確に記入すること。	
車種・車体 の色	(記入例 トヨタ・プリウス・白)	
自動車使用理由		
現住所から本学までの距離及び所要時間	Km	時間 分
勤務地から本学までの距離及び所要時間	Km	時間 分
勤務先	会社名等名称： 所在地： Tel	
申請の理由	該当する番号のところに申請の理由を詳細に記載すること。 1 勤務の都合 2 他の理由 (二輪、自転車を使用できない理由、交通機関等の代替事情など)	

※申請書の提出時に、「車検証」、「運転免許証」、「任意保険の加入が分かるもの」を提示すること。

許可を受けた際の駐車可能時間は以下のとおり。
夜間生：17:30 から 22:30
院 生：土曜日及び日曜日

事務確認欄※		担当者
車 検 証		印
運転免許証		
任意保険		

※有効期間を確認して「○」を

復 学 願

のため 年 月 日から
年 月 日まで

休学中のところ、 年 月 日から復学したいので、許可くださるよう保証人連署のうえお願いいたします。(注：休学理由が病気の場合には医師の診断書を添付すること。)

高知短期大学長 様

年 月 日

本人 学籍番号 番
(〒 -)

住 所 (電話)

勤務先 (電話)

氏 名 (印)

保証人

住 所 (電話)

勤務先 (電話)

氏 名 (印)

3. 通学等

通学は、徒歩又は二輪によることを原則とします。

(1) 自転車・オートバイ通学

自転車等は、所定の自転車置き場に駐輪してください。

(2) 自動車通学

やむを得ず通学に自動車を使用する学生は、年度ごとに、「通学用駐車許可申請書」(p5 参照)を事務局に提出して許可を受けてください。車を停めて学外へ出ていくことなど、私用での駐車は不可です。

なお、学内駐車許可証はフロント部に掲示するようにしてください。

学生が学内に駐車できる場所及び駐車時間帯は別途指示します。

(3) 通学証明書

鉄道の通学定期乗車券を購入するときに必要です。事務局で申請してください。

(4) 学割証(学生旅客運賃割引証)

ア 学割証は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学生教育の振興に寄与することを目的として実施されるものであり、学生個人の自由な権利として使用することを前提とした制度ではありません。原則として次の目的をもって旅行(片道100キロを超える)をする必要があると認められる場合に限り、発行します。

(ア) 休暇、所用による帰省

(イ) 実験、実習などの正課の教育活動

(ウ) 大学が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動

(エ) 大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加

(オ) 就職又は進学のための受験等

(カ) 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理

(キ) 保護者の旅行への随行

イ 学割証の交付を受けようとする学生は、学生運賃割引証発行依頼書(用紙は事務局にあります)で申請してください。

4. 授業料

(1) 授業料の納入方法

授業料の納入は、前期・後期の2期による納入となります。入学年次の2期分より学生の指定する金融機関の預金口座から口座振替をします。口座振替を希望しない場合には納入通知書による払い込みもできます。事務局までご相談ください。

なお、納入の義務を怠った場合には除籍されます。

(2) 休学中の授業料

授業料は休学許可を受けていない限り全月欠席しても免除されません。

病気、研修、業務等の都合により3か月以上修学することができないときは休学手続きをとり、学長の許可を得たときは、その翌月から免除されます。

(3) 授業料の督促

授業料の督促は、長期滞納者に文書その他により本人又は保証人に対して行います。

5. 学生健康診断

学生健康診断は、全員が高知県総合保健協会へ受診しに行ってください。

職場検診等を受診する方は、健康診断受診免除届と診断結果を提出することで受診が免除されます。

6. 学生教育研究災害傷害保険

学生が安心して教育をうけ、生き生きとした学生生活を過ごすためには、傷害保険への加入は不可欠です。

学生教育研究災害傷害保険(以下「学研災」という。)は、学生が授業中、大学祭など課外活動中などで、事故より被った傷害に適用される補償救済制度として、大学関係者の強い要望により昭和51年に発足した傷害保険制度です。

学生を対象にした傷害保険は他にもありますが、学研災は大学の教育・研究活動に沿った補償制度であり、保険料も低額に設定されています。特にフィールドワーク等の科目の履修にあたっては、学研災への加入が必要になります。

本学では、平成 24 年度から、原則として全学生の学研災への加入を促進していくことにしました。制度の詳細等は事務局でお問い合わせください。具体的な納付方法は別途掲示板等でお知らせします。

長期履修学生と留年生は、新たな契約が必要になりますので、その際に追加 1 年分の保険料を事務局に納付してください。

●特約について

学研災は、特約として通学中の傷害に対する保険を付加することが可能ですが、1 年間で 350 円、2 年間一括で 550 円の追加負担が必要になります。特約の加入もご希望される方は、通常保険の加入・納付の際に合わせて手続きをお願いします。※特約のみの加入はできません。

上記保険へ加入後、怪我をした時や交通事故にあったときは速やかに事務局まで連絡してください。

7. 安否確認連絡のお願い

大規模災害発生時における安否確認の方法として、携帯メール等を利用する安否確認システム（エマージェンシーコール）を導入しています。学生については、キャンパスポータルシステムに登録されているメールアドレスを安否確認システムに登録しています。

迷惑メール対策をされている方は、kppuc@asp34.emc-call3rd.jp からのメールが受信できるように設定変更をお願いします。変更の仕方や暗証番号が分からない方は、各携帯電話会社にお尋ねください。

※災害訓練の際にも、メールを送信しますので、メールを確認し、必ず返信をお願いします。

3 携帯メール送信先（本学メールアドレス）

tandai@cc.u-kochi.ac.jp

4 登録後、携帯メールアドレスを変更した場合

登録後、携帯メールアドレスを変更した場合には、その都度、2（1）～（3）の方法で3のアドレスへ届けること。

また、大学からすべての学生の安否確認を進めていくことは困難です。そこで以下のように、学生の皆さんの方から連絡を入れてもらうようお願いします。

- ・ ライフラインの復旧に従って、学生は身体の状況、家族の状況、避難場所、連絡方法などの安否について大学へ電話等により連絡してください。

高知短期大学 088-821-7202

高知県立大学池キャンパス 088-847-8700

- ・ ライフラインの復旧に従って、学生は次のホームページで情報収集を行ってください。（ただし、ホームページも甚大な被害を受け、閲覧できない状況も考えられますので、マスコミ等を利用した広報にもご注意ください。）

短大ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/kjc/>)

高知県立大学ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/>)

高知県公立大学法人ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/~houjin/>)

8. 各種ハラスメントへの対応

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメントの被害にあった場合や、そのような事態を目撃した場合には、学内相談窓口（学生部長及び指定された教員）や外部相談窓口（ソーレ）に対して、苦情や相談を申し出てください。なお、詳しいことはリーフレット等を参照してください。

9. 海外へ渡航する際の安全確保と渡航届の提出について

昨今の海外情勢（シリア邦人拘束・殺害事案、パリ東部及び北東部近郊における人質拘束事案等）を踏まえ、外務省から渡航情報（広域情報）が掲載されています。また文部科学省からは、学生及び教職員の安全確保に細心の注意を払うよう要請がありました。

海外への渡航を計画している方は、上記のような情勢に十分に留意し、誘拐、脅迫、テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、各地域の特徴を踏まえた上で、外務省が発出する渡航情報等及び報道等により最新の治安情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。

外務省から退避勧告の出ている国・地域へ旅行を計画している方は、計画を取りやめてください。それ以外の注意喚起が出ている地域へ旅行を計画している方は、旅行計画の変更等をしてください。

<外務省海外安全ホームページ> <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

●海外への渡航を計画している方は、海外渡航届の提出をお願いします。

大学では、渡航先で災害・事件・事故等があった場合の学生の安否確認等を行う目的で、海外へ渡航する場合は、「海外渡航届」の提出をお願いしています。

つきましては、渡航前までに「海外渡航届」を事務局へ提出してください。「海外渡航届」は、大学ホームページまたは事務局に用意してあります。

10. 卒業後の進路

自分の適性や能力を把握し、進路の選択及び準備に早くから心がけてください。

(1) 進学

ア 編入学試験の受験

四年制大学の3年次（一部2年次がある）へ編入学する制度で、国公立及び私立大学が実施しています。本学と提携し、推薦できる大学（2016年度入学 指定校推薦）は下表の14大学でした。このほか単年度推薦指定校が年度により数校あります。推薦については要項が送付されてから掲示します。

2016年度 高知短期大学 編入学推薦指定校一覧(14校)

NO	大学名	学部	学科
1	京都産業大学	経済学部	経済学科
		法学部	法律学科または法政策学科
2	龍谷大学	法学部	
3	松山大学	法学部	法学科
4	四国学院大学	文学部	人文学科
		社会福祉部	社会福祉学科
		社会学部	カルチュラル・マネジメント学科
5	徳島文理大学	人間生活部	メディアデザイン学科 心理学科 人間生活学科
6	大阪経済法科大学	法学部	法律学科

		経済学部	経済学科 経営学科
7	高松大学	発達科学部	子ども発達学科
		経営学部	経営学科
8	神戸学院大学	法学部	法律学科
9	芦屋大学	臨床教育学部	教育学科 児童教育学科
		経営教育学部	経営教育学科
10	吉備国際大学	社会科学部	経営社会学科
11	九州国際大学	法学部	法律学科
		経済学部	経済学科 経営学科
		国際関係学部	国際関係学科
12	太成学院大学	人間学部	子ども発達学科 健康スポーツ学科 心理カウンセリング学科
		経営学部	現代ビジネス学科
13	関西福祉科学大学	社会福祉学部	社会福祉学科
			臨床心理学科
14	相模女子大学	学芸学部	メディア情報学科

イ 通信大学の受験

募集に関しては掲示します。

ウ 放送大学

放送大学から学生募集案内が届き次第掲示します。

(2) 就職

採用試験の案内や求人申込等の各種情報は、キャリアセンター（ワクワク work!!）に掲示しますので、就職希望者は注意するようにしてください。

また、キャリアコンサルタントによる個別の就職相談の機会を設けています。事務局での予約が必要ですが、積極的に活用してください。

本学ホームページに「高知の企業就職ナビ」「高知しごとネット」等をリンクしていますので、こちらも活用してください。「本学ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/kjc/>)→在学生の方へ→お知らせ」にリンク先を掲載しています。

その他就職に関する質問・相談等がありましたら、ゼミ担当教員又は事務局まで申し出てください。高知県立大学の「ワクワク work!!」には、知りたい情報がいつでも閲覧できるよう、企業関連の資料や公務員の募集要項、就職関連図書などを豊富に揃えています。就職情報のインターネット掲示に対応してパソコンコーナーも設置、就職情報サイトへの登録や企業・業界情報の収集、企業からの自分宛に届いたメールのチェックなど、本学学生も利用できます。

なお、図書館には、公務員試験コーナーを設置していますので、ご利用ください。

※図書館の利用時間 月～金 8:30から20:40 土 10:00から16:00

11. 学内施設の利用

(1) 学生研究室

教育研究棟4階に短大生用の学生研究室があります。休憩時間での休息や授業待機に自由に使用できます。また、室内にあるロッカーも自由に利用することができます。

(2) 高知県公立大学生生活協同組合（生協）

大学生協は、高知短期大学と高知県立大学、高知工科大学の学生・職員が出資して運営している組織です。体育館の1階にあり、売店及び食堂の2店舗を運営しています。

◇売店 ☎821-7199 9:45～19:45（通常営業日） 11:00～15:00（夏季・冬季・春季休業期間）

大学の講義に必要な教科書及び注文を受けた書籍、学生が必要な文具品、日用品、パソコン、パソコン関連商品等を販売し、店舗にない商品は、取り寄せてくれます。また、学内コンビニとして、弁当、パン、カップ麺等の食品類も販売しています。

10円コピー、宅配便、アパート・マンション紹介等の取扱いもあります。

◇食堂 11:30～13:30、16:30～19:00（通常営業日）

(3) 学生会館の利用（学生会館は禁煙です）

学生会館の使用については次のようになっています。（高知短期大学学生会館使用細則参照）

ア 会議室（和室を含む）を使用する場合は、3日前までに、使用願を事務局に提出し承認を得なければならない。

イ 会議室、部室を休館日に使用する者は、3日前までに使用願を事務局に提出して許可を受けなければならない。また、閉館時刻(午後10時)以後の使用については、あらかじめ会館施設使用時間延長届を事務局に提出しなければならない。

ただし、楽器や合唱等、音を発するものについて、午後9時以降は使用できない。なお、大音量を発するものについては、終日使用できない。

学生会館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 使用目的以外の用途に使用しないこと。

(イ) 使用時間を厳守すること。

(ウ) 火気を使用しないこと。

(エ) 使用後の清掃、消灯及び戸締まりを行うこと。

(4) 各種・願・届の用紙は事務局に備え付けてあります。

(5) 「健康管理センター」利用日及び利用時間

・月、水 8:30～17:15

・火、木 9:15～18:00

・金 11:45～20:30

12. その他

(1) 学内で他人の物を拾ったときや落とし物や忘れ物をしたときは、直ちに事務局へ届け出てください。

(2) 大学の施設を使用したいときや備品を借りたいときは、使用許可が必要です。事務局へ申請してください。

(3) 就職に関して相談したいときや、アルバイトの紹介をしてもらいたいときは、高知県立大学永国寺キャンパス事務局に置いてある資料を利用することになるので、事務局まで申し出てください。

Ⅲ 履 修

1. 科目履修のために

(1) 学科目の区分

① 学科目の分類

本学社会科学科の学科目は、次のように分類されている。

基礎教育科目・・・入門に関する科目
・・・外国語科目
・・・保健体育科目
・・・教養科目

専門教育科目・・・法学系科目
・・・経済経営系科目
・・・総合社会系科目
・・・各系共通科目

② 開講科目

今年度の開講科目については、p17に掲げる開講科目一覧を参照すること。科目の中には、1年間を通じて授業が実施される科目（通年科目）、前期のみ授業が実施される科目（前期科目）、後期のみ授業が実施される科目（後期科目）、夏季休暇中などに集中的に授業が実施される科目（集中講義科目）がある。

③ 集中講義

集中講義の科目・時期・申請手続等は、別途学生部掲示板に掲示する（夏季集中は7月頃掲示）。

(2) 授業と単位の修得

① 授業期間

前期の授業は、4月10日（月）から8月7日（月）まで、後期の授業は、10月2日（月）から冬休みをはさみ2月19日（月）まで実施される（補講期間、試験期間を含む）。

② 授業時間

授業時間は次のとおりである。

	第1時限	第2時限
時間	18:00 ~ 19:30	19:40 ~ 21:10

③ 休講

担当教員の出張等、やむを得ない理由により授業が休講となることがある。休講のときには、3階掲示板及び本学ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/kjc/>)に掲示される。

④ 補講

休講になった講義については、原則として補講が実施される。実施科目・日時・教室などについては、掲示板及び本学ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/kjc/>)に掲示される。

補講を本来の時間割以外に設定された場合に、他の授業との重複や勤務の都合等の事情のため出席できない学生は、特別欠席申請書を学務支援室に提出すること。

⑤ 単位

単位とは、学習量を示す基準となるものであり、短大で開講している学科目の種類や時間数に応じて、それぞれの単位が定められている。各科目の担当教員から合格点の評価を得た場合には、その単位が取得できる。科目名とその単位数については p17 を参照のこと。

⑥ 卒業に必要な単位数

卒業には、2 年以上在学し、必要な単位数を修得しなければならない。卒業に必要な単位数は、入門に関する科目 6 単位以上を含む基礎教育科目を最低 10 単位、専門教育科目を最低 40 単位、両方を合わせて合計 62 単位以上となっている。なお、2 年以上在学し、卒業に必要な要件を満たした学生は、年度途中で卒業の認定を行う。

⑦ 開講科目の履修についての注意

ア 情報処理Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、いずれかしか履修することはできない。

イ 英語Ⅰ（初級）A・B、体育実技 A・B は、それぞれ A と B の双方を履修できるが、単位についてはそのひとつのみを認定する。

ウ 科目名の後に付いているローマ数字は、同種の授業科目の内容を区別するとともに、同じ内容の授業科目の 2 重履修を避けるためのものです。「社会科学演習」や「高知学」のようにローマ数字が記載されていない場合は、受講生がすでに履修している科目に付された数字以外の数字を付した科目として単位が認定されます。

エ 受講登録した通年科目を年度途中で後期科目へ変更することはできない。

⑧ 科目履修免除

入学した学生が、入学以前に本学の科目等履修生（聴講生）として修得した単位、又は他の大学や短大で修得した単位（演習科目を除く。）については、教育上有益と認めるときは、本学で修得した単位として認定される。ただし、他の大学または短大で修得した単位については、基礎教育科目の単位で 16 単位までしか認定されない。

⑨ 特別聴講学生

高知県立大学との単位互換に関する協定（p35 参照）に基づき、同大学科目を特別聴講学生として履修することができ、履修した科目の単位は、20 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定される。

特別聴講を希望する者は、「特別聴講学生願」（用紙は事務局にある。）に必要事項を記入し、定められた期日までに事務局へ提出すること。

⑩ 長期履修学生

2016 年度より、年間の単位履修上限の弾力的運用を認めている。

長期履修期間の変更を希望する場合、指定する期日までに事務局に申請しなければならない。詳細は p.38 ~ p.41 「高知短期大学長期履修学生規程」を参照。規程第 2 条の「1 年次在学学生」とは、入学後（休学期間も含めて）1 年以内の在籍者のことを意味している。なお、所定の期間内であれば、休学中でも申請が認められる。

(3) 科目履修と成績評価

① 成績評価方法

受講科目の評価については、試験・レポート・授業への参加姿勢などによって行う。それぞれの科目の担当教員の試験方法については、各自本学ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/kjc/>)等に掲載しているシラバス（講義内容の概要）を参照すること。

② 試験

試験は、各期末又は随時に実施される。試験開始時刻より 30 分以上遅刻した者はその受験を認めない。

また、試験開始時刻より 40 分以上経過しなければ、その退出を認めない。冒頭の行事予定表や月別行事予定表を参照すること。

③ レポート

レポートについては、特に「事務局に提出」との指示がない限り、直接担当教員に提出する。なお、レポートには科目名・在籍番号・氏名を明記すること。

④ 成績評価と授業への出席

成績評価の対象となるのは、受講申請手続を定められた期限までに行い、全授業時間数の3分の2以上出席している者に限られる。

⑤ 聴講

授業科目の聴講を希望する場合は、授業科目の担当教員の許可を得て届け出ること（事務局にある所定の用紙を用い、教員の許可を得て事務局に届け出る）。ただし、聴講によって単位を履修することはできないので、注意すること。

なお、長期履修学生は原則として聴講は認められない。ただし、専任教員が特別に聴講を指示した場合はこの限りでない。

⑥ 追試験

止むを得ない理由で、試験を受けることができなかった者は、その理由が正当であると認められた場合には、追試験を受験することができる。追試験の手続は、その試験実施日から5日以内に、追試験受験願（用紙は事務局にある。）に受験できなかったことを証明する書面（医師の診断書、上司による出張や残業の証明等）を付して事務局に提出すること。なお、追試験は、担当教員と事務局の計画により実施する。

⑦ 成績評価

成績評価は、各科目につき100点満点とし、60点以上を合格として所定の単位を与える。評価は80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。

⑧ 成績通知

学生への成績通知は、前期科目は8月28日（月）以降に、集中講義科目は10月2日（月）以降に、通年・後期科目は3月1日（木）以降、本学ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/kjc/>)上のキャンパス支援システムを通じて行う。学生はこれを利用することを原則とする。

なお、成績に疑問がある場合には、速やかに、原則として1週間以内に担当教員又は事務局に申し出ること。

⑨ 再試験

今年度から成績通知後、場合により再試験を認める。再試験希望者は、成績通知後、指定された期限内に学務支援室に申請すること。再試験の可否、再試験の方法は担当教員の判断を踏まえ、教授会で決定し、希望者に通知する。これは、今年3月教授会における次の決定に基づく措置である。「閉学に向けた開講科目の経年減少に鑑み、その期に受験した科目に限り、教授会の議を経て再試験を認めることがある」

(4) 受講手続

授業を受け、単位を取得するためには、期日までに、受講を希望する科目の受講申請をしなければならない。学年の始めに、時間割とシラバスを参考に、年間の受講計画を立て、授業開始後2週間以内に、学生が各自本学ホームページ(<http://www.u-kochi.ac.jp/kjc/>)上のキャンパス支援システムを利用して受講申請を行わなければならない。前期科目・通年科目の申請期日は4月21日（金）まで、後期科目の申請期日は10月16日（月）まで、夏季集中科目の申請期日は7月28日（金）までとなっている。ただし、社会科学演習は学生から受講希望を募り、大学が学生にかわって受講登録を行うことになっており、学生による登録はできない。

夏季集中講義以外の集中講義の申請期限は別途掲示する。受講申請を定められた期日までに行わないときには、成績評価・単位認定の対象にならないので、申請し忘れることのないよう特に注意すること。

なお、受講申請方法等詳細については、別途掲示する。

2017年度開講科目一覧（社会科学科）

授 業 科 目		期 間	単 位 数	専 任 教 員	非 常 勤 講 師		
					氏 名	所 属 等	
基礎教育科目	入門に関する科目 外国語科目	経済学Ⅱ	前期	2	細居 俊明教授		
	情報処理Ⅰ	前期	2		増井 広二	ブレインソフトサービス	
	中国語Ⅰ（初級）	通年	2		池 純子	高知大学非常勤講師	
専門教育科目	法学系科目	刑法総論Ⅰ	前期	2	田中 康代講師		
		刑法総論Ⅱ	後期	2	田中 康代講師		
		刑法各論Ⅰ	後期	2	田中 康代講師		
		民法（総則・物権）Ⅰ	前期	2		林 良太	岩崎淳司法律事務所
		民法（債権）Ⅰ	前期	2		緒方 賢一	高知大学人文学部
		経済法	前期	2		横川 和博	高知大学人文学部
		社会保障法Ⅰ	後期	2	根岸 忠准教授		
		法学特殊講義	後期	2	菊池 直人准教授		
	経済・経営系科目	経済学史Ⅰ	後期	2		森 直人	高知大学人文学部
		財政学Ⅰ	前期	2		霜田 博史	高知大学教育学部
		経済政策論Ⅱ	後期	2	細居 俊明教授		
		地域経済論Ⅱ	後期	2		池谷 江理子	元高知短期大学特任教授
		労働経済論	後期	2	大井 方子教授		
		会計学Ⅱ	後期	2	梶原 太一講師		
		行政学Ⅱ	後期	2	清水 直樹		
		社会学Ⅱ	前期	2		遠山 茂樹	高知大学人文学部
		ジェンダー論	前期	2		池谷 江理子	元高知短期大学特任教授
		各系共通科目	高知学	集中	2	細居 俊明教授	
	キャリアデザイン		前期	2		新谷 茂	キャリアコンサルタント・産業カウンセラー・交流分析士インストラクター
	社会人基礎力養成講座		後期	2		新谷 茂	キャリアコンサルタント・産業カウンセラー・交流分析士インストラクター
社会科学演習	前期 後期		2	専任教員			

2. 高知短期大学社会科学科における授業科目の読み替え

2014年4月1日
高知短期大学学長

高知短期大学教育課程の授業科目に関する規程、附則第3項に基づく、2011年度およびそれ以前に入学した者の読み替えは以下のとおりとする。

- 1) 表は各年度の学則あるいは授業科目に関する規程にもとづく授業科目の内、読み替えにかかわる科目を示す。
- 2) 表の2014年度授業科目の履修をもって、同一行にある各年度の授業科目を履修したものとみなす。したがって同一行の科目を重ねて履修することはできない。「専門科目に読み替え」となっている科目は、専門教育科目の単位を履修したものとみなす。

例) 2011～14年度のマクロ経済学は、2010年度以前の国民所得論として読み替えられ、国民所得論を履修したものはマクロ経済学を履修することはできない。また、2014年度の政治学特殊講義Ⅰは、2012年度以前の政治学特殊講義Ⅰあるいは平和学として読み替えられ、政治学特殊講義Ⅰあるいは平和学を履修したものは2014年度の政治学特殊講義Ⅰを履修することはできない。

2014年度授業科目		2013年度授業科目		2011,12年度授業科目		2010年度授業科目		2009年度授業科目	
刑法総論	4	刑法総論	4	刑法総論	4	刑法総論	4	刑法Ⅰ	4
刑法各論	4	刑法各論	4	刑法各論	4	刑法各論	4	刑法Ⅱ	4
民法(総則・物権)	4	民法(総則・物権)	4	民法(総則・物権)	4	民法(総則・物権)	4	民法Ⅰ	4
民法(債権)	4	民法(債権)	4	民法(債権)	4	民法(債権)	4	民法Ⅱ	4
民法(家族)	4	民法(家族)	4	民法(家族)	4	民法(家族)	4	民法Ⅲ	4
商法(総則・商行為)	4	商法(総則・商行為)	4	商法(総則・商行為)	4	商法(総則・商行為)	4	商法Ⅰ	4
商法(会社)	4	商法(会社)	4	商法(会社)	4	商法(会社)	4	商法Ⅱ	4
ミクロ経済学	2	ミクロ経済学	2	ミクロ経済学	2	(専門科目として算定)	2	(専門科目として算定)	2
マクロ経済学	2	マクロ経済学	2	マクロ経済学	2	国民所得論	2	国民所得論	2
統計学	2	統計学	2	統計学	2	経営情報システム論Ⅰ	2	経営情報システム論Ⅰ	2
経済学特殊講義Ⅰ	2	経済学特殊講義Ⅰ	2	経済学特殊講義Ⅰ	2	経済学特殊講義Ⅰ	2	経済学特殊講義Ⅰ	2
				流通経済論	2	流通経済論	2	流通経済論	2
政治学特殊講義Ⅰ	2	政治学特殊講義Ⅰ	2	政治学特殊講義Ⅰ	2	政治学特殊講義Ⅰ	2	政治学特殊講義Ⅰ	2
				平和学	2	平和学	2	平和学	2
歴史学特殊講義Ⅰ	2	歴史学特殊講義Ⅰ	2	歴史学特殊講義	2	歴史学特殊講義	2	歴史学特殊講義	2
				西洋近現代史	2	西洋近現代史	2	西洋近現代史	2
歴史学特殊講義Ⅱ	2	歴史学特殊講義Ⅱ	2	地域史	2	地域史	2	地域史	2
現代社会特殊講義Ⅰ	2	現代社会特殊講義Ⅰ	2	環境論	2	環境論	2	環境論	2

- 1、高知県立大学の開講科目の内、別表1に示す科目は、表の示すとおり、本学開講の特定科目と読み替える。
- 2、高知県立大学の開講科目の内、別表2に示す科目は、表の示すとおり、本学開講の社会科学科の専門教育科目として読み替える。
- 3、高知県立大学の開講科目の内、別表1および2に示される科目以外は、本学の教育課程の基礎教育科目の教養科目として読み替える。

別表1 高知県立大学開講科目の高知短期大学特定科目への読み替え

高知県立大学の科目（2016年度）*		高知短期大学の科目への読み替え**	
☆は夜間開講される科目			
共通教養教育科目	法学	基礎教育科目	法学Ⅰ
	経済学☆		経済学Ⅱ
文化と権利☆	法学Ⅱ		
文化学部専門科目	国際関係論☆	専門教育科目	国際関係論***
	キャリアデザイン論☆	専門教育科目	キャリアデザイン

注1) *に記載されている県立大学の科目は**に記載されている短期大学の科目に読み替え

られます。したがって、同一行に記載されている科目をともに履修することはできません。

注2) ***の国際関係論は4単位が短大の履修上限となります。したがって、例えば県立大学の国際関係論と短大の国際関係論Ⅰと国際関係論Ⅱの3科目をすべて履修することはできません。いずれか2科目までとなります。

別表2 高知県立大学開講科目の高知短期大学専門教育科目への読み替え

高知県立大学の科目（2016年度）		高知短期大学の
☆は夜間開講される科目		専門教育科目への読み替え
文化学部専門科目	文化と裁判☆	専門教育科目法学系
	労働契約と法文化	
	社会保障と法文化☆	
	家族関係と法文化☆	
	文化と経済☆	専門教育科目経済・経営系
	地域産業論☆	
	NPO論☆	
	社会調査論☆	専門教育科目総合社会系
キャリア形成論☆	専門教育科目各系共通	

高知県立大学開講科目の高知短期大学科目への読み替えについて（2017年度）

2017年4月5日

- 1、高知県立大学の開講科目の内、別表1に示す科目は、表の示すとおり、本学開講の特定科目と読み替える。
- 2、高知県立大学の開講科目の内、別表2に示す科目は、表の示すとおり、本学開講の社会科学科の専門教育科目として読み替える。
- 3、高知県立大学の開講科目の内、別表1および2に示される科目以外は、本学の教育課程の基礎教育科目の教養科目として読み替える。

別表1 高知県立大学開講科目の高知短期大学特定科目への読み替え

高知県立大学の科目（2017年度）*		高知短期大学の科目への読み替え**	
☆は夜間開講される科目			
共通教養教育科目	法学（菊池・根岸）☆	基礎教育科目	法学Ⅱ
	法学（田中：昼）		法学Ⅰ
	経済学☆		経済学Ⅰ
	ビジネスリテラシー☆	専門教育科目	簿記学Ⅰ
	現代生活論（夏季集中）		消費生活論
文化学部専門科目	地方自治論☆		地方自治論Ⅰ
	キャリアデザイン論		キャリアデザイン

注1）*に記載されている県立大学の科目は**に記載されている短期大学の科目に読み替えられます。したがって、同一行に記載されている科目をともに履修することはできません。

別表2 高知県立大学開講科目の高知短期大学専門教育科目への読み替え

高知県立大学の科目（2017年度）		高知短期大学の
☆は夜間開講される科目		専門教育科目への読み替え
共通教養教育科目	司法制度と人権☆	専門教育科目法学系
文化学部専門科目	行政と法文化☆	
	ワークライフ・バランスと法☆	
	地域社会と法文化☆	
	生活と法文化☆	
	文化と人権☆	
	文化と統治システム☆	
	観光企画論☆	専門教育科目経済・経営系
	平和構築論☆	専門教育科目総合社会系
	国際開発論☆	

IV 学則及び諸規程

1. 高知短期大学学則

第1章 総則

(目的及び理念)

第1条 高知短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の趣旨に則り、広く教養を育むとともに社会科学を中心とする専門の学芸を深く教授研究することを通じて、豊かな人間性を培い、職業又は實際生活に必要とされる能力を育成することを目的とし、社会人をはじめとする生涯学習の多様な要求に応えることによって地方文化の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを理念とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育及び研究の水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(情報公開)

第3条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科の組織及び修業年限並びに学生の定員

(学科の組織)

第4条 本学に社会科学科第二部(以下「本学科」という。)を置き、次の目的を実現するために教育、研究を行う。

- (1) 豊かな人間性と教養を培うとともに基礎的な学力を養成する。
- (2) 社会科学の専門的で基本的な力量を養成する。
- (3) 地域社会の発展を主体的に担うことができる人材を養成する。

(就業年限)

第5条 本学科の修業年限は、2年とする。ただし、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業をすることを希望する旨を申し出たときは、学長が定める高知短期大学長期履修学生規程により、その計画的な履修を認めることができる。

(学生定員)

第6条 本学科の学生の定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
社会科学科第二部	0人	120人

第3章 入学、退学、休学、復学、転学及び除籍

(入学の時期)

第7条 学生を入学させる時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第8条 本学科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学で定める入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育修了した者を含む。)

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第1号から第5号までに掲げる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続及び入学試験)

第9条 入学志願の手続及び入学試験については、学長が別に定める。

(入学許可手続)

第10条 入学の許可の手続については、学長が別に定める。

(退学)

第11条 学生は、退学しようとするときは、その理由を明らかにして学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(休学)

第12条 学生は、病気その他の理由により、3月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて学長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学が翌年度に及ぶときは、改めて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、期間を延長することができる。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第13条 休学している学生は、休学期間中にその理由がなくなったときは、学長に復学を願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学)

第14条 学長は、他の短期大学等へ、又は他の短期大学等から転学を志願する学生がある場合において、正当な理由があると認められるときは、教授会の議を経て、転学を許可することができる。

(除籍)

第15条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、除籍することができる。

(1) 第12条第3項に定める休学期間を超えてなお修学することができない者

(2) 第22条に定める在学年限を超えた者

(3) 授業料納付の義務を怠った者

2 前項の除籍の手続については、学長が別に定める。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第16条 本学における教育目的を実現するために、教育課程は、基礎教育科目と専門教育科目に区分し、有機的に連携するように編成する。

2 基礎教育科目は、次に掲げる区分ごとに規定するものとする。

ア 入門に関する科目

イ 外国語科目

ウ 保健体育科目

エ 教養科目

3 専門教育科目は、次に掲げる区分ごとに規定するものとする。

- ア 法学系科目
- イ 経済経営系科目
- ウ 総合社会系科目
- エ 各系共通科目

4 前2項に掲げる本学科の授業科目は、別に定める。

(単位)

第17条 授業科目の学修を修了した学生には、その授業科目所定の単位を与える。

2 単位の計算については、45時間の履修をもって1単位とし、授業の方法に応じ、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 講義及び演習については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとして、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 実技及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとして、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(卒業要件)

第18条 本学科を卒業するには、2年以上（第5条ただし書の規定に基づき計画的な教育課程の履修を認められた学生のうち、その認められた期間（以下この条において「長期履修期間」という。）として3年を選択した者にあつては3年以上、長期履修期間として、4年を選択した者にあつては4年以上）在学し、基礎教育科目を10単位以上（そのうち入門に関する科目については、6単位以上）、専門教育科目を40単位以上、合計62単位以上を修得しなければならない。

(科目履修の認定及び成績の評価)

第19条 科目履修の認定及び成績の評価は、科目試験又はこれに代わるべき方法による。

2 科目試験は、当該履修科目の学期末又は随時に行うことができる。

3 成績の評価は、次に定めるところによる。

(1) 各授業科目について100点を満点とし、60点以上を合格として所定の単位を与える（ただし、当該授業科目につき授業時数の3分の2以上出席しない場合は不合格として単位を与えない。）。

(2) 評価は優、良、可及び不可とし、優は80点以上、良は70点以上80点未満、可は60点以上70点未満、不可は60点未満とする。

(他の大学等における科目の履修)

第20条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の科目を履修させることができる。

2 前項の規定に基づき履修した科目について修得した単位については、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

3 前項に定めるもののほか、学生が他の大学又は短期大学において履修した科目の取扱いについては、別に定める。

(卒業の認定及び学位の授与)

第21条 卒業の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定により卒業の認定をされた者に対し、短期大学士（社会科学）の学位を授与する。

(在学年限)

第22条 在学年限は、5年を超えることはできない。ただし、在学年限が学年の途中で満了する場合は、教授会の議を経て、当該学年末まで延長することができる。

第5章 授業料、入学手数料及び入学科

(授業料、入学手数料及び入学料)

第23条 授業料、入学手数料及び入学料に関し必要な事項は別に定める。

第6章 職員及び組織

(職員)

第24条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師及び一般職員その他必要な職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、助教及び助手を置くことができる。

(教育研究審議会)

第25条 高知県公立大学法人定款第24条に定める教育研究審議会を設置する。

2 前項の組織及び運営に関する規程は、別に定める。

(学科以外の組織)

第26条 本学に学生部、総合情報センター、地域連携センター及び事務局を置く。

2 前項の組織に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会の組織)

第27条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び副学長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第7章 委託生、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生

(委託生)

第28条 本学の授業科目を履修するため、官公署等から委嘱があるときは、学長は、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第29条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願するものがあるときは、学長は、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の科目等履修生で単位修得の希望のあるものには、第17条及び第19条の規定を準用して単位を与えることができる。

(研究生)

第30条 本学の学生以外の者で、本学において特定の専門事項について研究することを志願するものがあるときは、学長は、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第31条 他の大学又は短期大学の学生で本学の授業科目を履修しようとするものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(この章に定める者に関する定め)

第32条 この章に定める者に関する入学の手続その他必要な事項については、学長が別に定める。

第8章 学年、学期及び休業日

(学年)

第33条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第34条 学年は、次に掲げる2期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- (休業日)

第35条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業

2 前項第3号から第5号に掲げる休業日の期間は学長が定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、教育研究審議会の議を経て前項の休業日を変更し、又は同項のほかにも休業日を設けることができる。

第9章 公開講座

(公開講座)

第36条 本学に必要な応じ公開講座を設け、開講する。

2 前項に定める公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 附属施設

(図書館)

第37条 本学に総合情報センター図書館を設ける。

(学生会館)

第38条 本学に学生会館を設ける。

(保健室)

第39条 本学に保健室を設ける。

(附属施設に関する定め)

第40条 この章に定める施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(褒賞)

第41条 学生で学業操行ともに優秀で他の模範とすることができるものは、褒賞する。

(懲戒)

第42条 学長は、本学の学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、次に掲げる区分により懲戒を行うこととし、その手続きは、別に定める。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年3月31日現在県立大学の設置及び管理に関する条例(昭和28年条例第40号)に基づき設置された高知

短期大学に在学する学生には、この学則を適用する。この場合において、当該学生の授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 1 月 30 日改正）

（施行期日）

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の高知短期大学学則の規定は、平成 25 年以降に入学した者に係る他の大学等における科目の履修について適用し、平成 24 年度以前に入学した者に係る他の大学等における科目の履修については、なお、従前の例による。

附 則（平成 26 年 6 月 27 日改正）

（施行期日）

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 27 年度からの学生募集を停止したうえで、在学生の卒業・修了を待って廃止する。

附 則（平成 27 年 1 月 27 日改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2. 高知短期大学教育課程の授業科目に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知短期大学学則第16条第4項に基づき、本学の教育課程の授業科目について必要な事項を定めるものである。

(授業科目)

第2条 基礎教育科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 専門教育科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程による授業科目の読替えについては、教授会の議を経て学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この規程による授業科目の読替えについては、教授会の議を経て学長が別に定める。

別表第1 基礎教育科目及び単位数

ア 入門に関する科目

授 業 科 目	単位数
法 学	4
経 済 学	4
情 報 処 理	2
社 会 科 学 基 礎 演 習	2

ウ 保健体育科目

授 業 科 目	単位数
保 健 体 育	2
体 育 実 技	2

イ 外国語科目

授 業 科 目	単位数
英 語	8
ド イ ツ 語	4
フ ラ ン ス 語	4
中 国 語	4
ア ジ ア の 言 語	4

エ 教養科目

授 業 科 目	単位数
哲 学	2
文 学	2
芸 術 ・ 文 化 論	2
文 章 表 現 技 法	2
自 然 科 学	2
心 理 学	2

別表第2 専門教育科目及び単位数

系	授業科目	単位数	系	授業科目	単位数	系	授業科目	単位数
法学系科目	憲法	4	経済経営系科目	経済原論	4	総合社会系科目	政治学	4
	行政法	4		経済学史	4		政治史	4
	税法	4		経済史	4		国際関係論	4
	刑法総論	4		ミクロ経済学	2		歴史学	4
	刑法各論	4		マクロ経済学	2		社会保障・福祉論	4
	刑事訴訟法	4		現代資本主義論	4		社会思想史	4
	民事訴訟法	4		国際経済論	4		地方自治論	4
	民法（総則・物権）	4		財政学	4		行政学	4
	民法（債権）	4		金融論	4		社会学	4
	民法（家族）	4		農業経済論	2		ジェンダー論	2
	商法（総則・商行為）	4		日本経済論	4		生涯教育論	2
	商法（会社）	4		経済政策論	4		現代社会論	2
	経済法	4		地域経済論	4		政治学特殊講義Ⅰ	2
	労働法	4		労働経済論	2		政治学特殊講義Ⅱ	2
	基礎法学	4		経営学	4	歴史学特殊講義Ⅰ	2	
	国際法	4		企業分析論	4	歴史学特殊講義Ⅱ	2	
	社会保障法	4		会計学	4	現代社会特殊講義Ⅰ	2	
	法学特殊講義Ⅰ	2		簿記学	4	現代社会特殊講義Ⅱ	2	
	法学特殊講義Ⅱ	2		現代産業論	4	各系共通科目	高知学	4
	法学特殊講義Ⅲ	2		経営情報システム論	2		外書講読	4
法学特殊講義Ⅳ	2	統計学	2	キャリアデザイン	2			
		経済学特殊講義Ⅰ	2	社会人基礎力養成講座	2			
		経済学特殊講義Ⅱ	2	消費生活論	2			
		経済学特殊講義Ⅲ	2	社会科学演習	8			
		経済学特殊講義Ⅳ	2					

3. 高知県公立大学法人授業料等に関する規程(抄)

(目的)

第1条 この規程は、高知県立大学学則第45条、高知県立大学大学院学則第32条及び高知短期大学学則第23条に基づき、入学手数料、入学料、授業料、研修料、免許状更新講習手数料及び学位論文審査手数料に関し必要な事項並びに証明書の種類及びその発行手数料について定めるものとする。

(入学手数料の納付)

第2条 高知県立大学又は高知短期大学へ入学を志願する者は、次の入学手数料を納付しなければならない。

区分		課程	金額
高知短期大学	学科	通常の課程	18,000円
		一部の科目を履修し、又は専ら研究をする課程	3,900円
	専攻科	通常の課程	18,000円
		一部の科目を履修し、又は専ら研究をする課程	3,900円

(注：上表中、高知県立大学関係分省略)

2～3 略

(入学料の納付)

第3条 高知県立大学又は高知短期大学に入学を許可された者は、指定する期日までに、次の入学料を納付しなければならない。

区分		課程	金額
高知短期大学	学科	通常の課程	70,500円
		一部の科目を履修する課程	7,400円
		専ら研究をする課程	42,300円
	専攻科	通常の課程	70,500円
		一部の科目を履修する課程	7,400円
		専ら研究をする課程	42,300円

(注：上表中、高知県立大学関係分省略)

2 略

(授業料の納付)

第4条 高知県立大学又は高知短期大学に在学する者は、次の表に定める授業料を納付しなければならない。

区分		課程	金額
高知短期大学	学科	通常の課程	年額 260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位 6,500円
		専ら研究をする課程	月額 28,900円
	専攻科	通常の課程	年額 260,400円
		一部の科目を履修する課程	1単位 6,500円

		円
	専ら研究をする課程	月 額 28,900 円

- 2 高知県立大学又は高知短期大学に在学する者のうち、別に定めるところにより、当該大学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者が納付する授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該大学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)とする。

第5条～第7条 略

(授業料等の納付期日等)

第8条 高知県立大学又は高知短期大学の年額により定めた授業料は、前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、前期にあつては4月25日、後期にあつては10月25日までにその額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、経済的理由その他の特別の理由があると認められる者については、分納又は延納により授業料を納付することができる。

3 口座振替は、第1項に定める納付期限から、それぞれの日の属する月の月末までの間に行うものとする。

4 1単位につき又は月額により定めた授業料、研修料及び免許状更新講習手数料は、別に指定する日までにその額を納付しなければならない。

5 略

(留学する者等の授業料の納付)

第9条 授業料の納期前に留学、休学、退学若しくは転学する者又は納期後に入学した者は、その際その月分の授業料を納付しなければならない。ただし、留学又は休学を許可した期間の初日が前条に規定する納期限の日の属する月の初日であるときにあつては、その月分の授業料を徴収しない。

(長期在学期間を短縮する場合)

第10条 第4条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年に切り上げるものとする。以下この条において同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下この条において同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮が認められるときに納付しなければならない。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第4条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付しなければならない。

(授業料等の免除)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者があつたと認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 品行方正かつ学力優秀である者であつて、学資が不十分であるもの
- (2) 特別の事情のある者

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者について、特に必要があると認めるときは、入学手数料、入学料又は授業料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 他の大学又は短期大学と相互に学生を受け入れる場合における当該他の大学又は短期大学から受け入れる学生

(2) 官公署等からの委託に基づき受け入れる者

(3) 外国からの留学生

(留学中の者等の授業料)

第12条 留学又は休学中の者からは、授業料を徴収しない。

2 前項の授業料を徴収しない期間は、留学又は休学を許可した期間の初日の属する月の翌月(当該留学又は休学を許可した期間の初日が月の初日であるときにあっては、当該日の属する月)から復学を許可した当該復学の日の属する月の前月までの間とする。

(全月欠席した場合の授業料)

第13条 授業料は、全月欠席してもこれを免除しない。

(授業料の滞納)

第14条 授業料の滞納が5日に及んだ者に対しては、その納付に至るまでその授業を停止することがある。

2 授業停止後2週間を経過してもなお納付しない者は、これを除籍することができる。

(授業料等の不還付)

第15条 既納の入学手数料、入学料、授業料、研修料、免許状更新講習手数料及び学位論文審査手数料は、還付しない。ただし、年額により定めた授業料を前納した場合であって納付者が卒業、留学、休学、退学又は転学をしたときにおける当該卒業、留学、休学、退学又は転学をした月の翌月(留学又は休学を許可した期間の初日が月の初日であるときにあっては、当該日の属する月)以後のもの及び納付者の責めに帰すべき事由によらない場合における既納の授業料については、この限りでない。

2～3 略

(証明書の種類及び発行手数料)

第16条 証明書の種類及びその発行手数料は、別表のとおりとする。

(発行手数料の免除)

第17条 次の各号のいずれかに該当する証明事務については、これを免除する。

(1) 学生に対して行う証明

(2) 前号のほか、理事長が特別の理由により手数料を免除することが適当と認めるものの証明

(委任)

第18条 この規程に定めるほか、授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

在学証明書	420円
健康診断証明書	420円
成績証明書	420円

単位修得証明書	420円
単位修得見込証明書	420円
学位取得証明書	420円
修了見込証明書	420円
修了証明書	420円
卒業見込証明書	420円
卒業証明書	420円
在学期間証明書	420円
推薦書	420円
その他証明書	420円
英文による証明書	420円

4. 高知短期大学科目等履修生に関する規程

第1条 この規程は、高知短期大学学則（以下「学則」という。）第29条に定める科目等履修生（以下「履修生」という。）に関して必要な事項を定める。

第2条 履修生として出願することのできる者は、18歳以上の者とする。

第3条 履修生として出願するものは、別に定める期日までに本学所定の入学願書に高知県公立大学法人授業料等に関する規程（以下「授業料等規程」という。）に定める入学手数料を添えて学長に願い出なければならない。

第4条 履修生の受け入れについては、本学学生の学習に支障のない範囲内で選考するものとし、教授会の議を経て学長が許可する。

第5条 履修期間は1年以内とする。ただし、継続して履修を希望するものは、その期間を延長することができる。

第6条 履修生は、入学を許可された場合、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、授業料等規程に定める入学料を納めなければならない。

第7条 入学の許可を受けた履修生は、受講科目の単位数に応じて授業料等規程に定める授業料を納期限内に納付しなければならない。

第8条 受講に関する手続きその他履修に関することは、すべて本学学生の履修手続きの例によるものとする。

第9条 単位習得を希望する者に単位の認定を行う。この場合、受講科目の単位の算定基準及び単位修得の認定は、本学学生のそれに準ずる。

第10条 入学を許可され、所定の手続きを完了した者に科目等履修生証明書を交付する。

2 履修生は、学内では科目等履修生証明書を携帯しなければならない。

3 履修生は、科目等履修生証明書を呈示して本学図書館の図書を閲覧することができる。

第11条 学長は履修生が本学の秩序を乱すと認めるとき又は病気その他の理由により履修を継続できないと認めるときは、教授会の議を経て入学の許可を取り消す。

第12条 履修生に関して本規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、科目等履修生に準用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

5. 高知短期大学特別聴講学生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知短期大学学則（以下「学則」という。）第20条及び第31条の規定に基づき、特別聴講学生の取扱に関して必要な事項を定める。

(取扱の範囲)

第2条 特別聴講学生の取扱は、大学又は短期大学（以下大学等という。）間の協議が成立したものについて行う。

(他の大学等の科目の履修)

第3条 学則第20条の規定による他の大学等における科目の履修については、大学間協定又は覚書に基づくもののほか、この規定の定めるところによる。

2 特別聴講学生として他の大学等で履修した科目は、高知短期大学における教育課程の基礎教育科目の教養科目として認定する。

3 特別聴講学生願の申請時に、学生から他の大学等で履修した科目について高知短期大学における教育課程の専門教育科目の各系共通科目への読み替えの希望が提出された場合は、教授会において審議のうえ、許可する。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生を志望する者は、次の各号に掲げる書類を所属の大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願（様式1）
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) その他受入大学等の定める書類

2 前項の書類の提出は、他の大学等との協定・覚書に特段の定めがある場合を除き、学年又は学期の始まる1ヵ月前までに行わなければならない。

(受入の許可)

第5条 特別聴講学生の受入許可は、他の大学等からの依頼に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

2 学長は、特別聴講生の受入を許可したときは、その所属の大学等の長を経て本人に通知するものとする。

(聴講の手続等)

第6条 前条の許可を受けた者は、受入大学等の定める期日までに聴講の手続を完了しなければならない。

(履修期間及び在学期間)

第7条 特別聴講学生の履修期間は、半期（1学期）又は1年間とする。

2 特別聴講学生の在学期間は、聴講した授業科目の履修期間とする。

(授業科目履修の範囲)

第8条 特別聴講学生が本学で履修できる科目は、本学の科目等履修生が履修できる科目とする。

(履修認定等)

第9条 特別聴講学生の履修認定等については、学則第19条の規定を準用する。

(成績証明)

第10条 学長は学生部長の報告に基づき、特別聴講学生の成績証明書を当該他の大学等の長に送付するものとする。

(学生証)

第11条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、学内では常時携帯しなければならない。

(履修の中止)

第12条 特別聴講学生が病気その他の理由により履修を中止しようとするときは所定の様式により学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(専攻科科目履修の特則)

第13条 専攻科目を履修できる特別聴講学生は、大学3年生以上の者に限る。

(学則等諸規定の準用)

第14条 特別聴講学生については、本規程に定めるもののほか、必要に応じて、本学学生に関する諸規程を準用する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 平成13年2月20日付けの「高知女子大学と高知短期大学との単位互換に関する協定書」(以下「協定書」という。)及び「高知女子大学と高知短期大学との単位互換に関する協定書についての覚書」(以下「覚書」という。)については、当分の間、この規程第3条に基づく大学間協定及び覚書とし、協定書及び覚書にある「高知女子大学」は「高知県立大学」に読み替える。

(様式 1)

年度特別聴講学生願

平成 年 月 日

高知短期大学長 様

高知短期大学学則第 20 条及び高知短期大学特別聴講学生に関する規程第 4 条の規定に基づき、高知県立大学の下記科目を履修したいので、許可して下さるようお願いします。

ふりがな 氏名		学籍番号	所属課程	(何れかを○で囲む)
				本科
				専攻科
現住所	〒		電話番号	
出願理由				
【高知県立大学】 授業担当教員 サイン欄			【高知短期大学】 基礎ゼミ担当 教員確認欄	印

高知県立大学で履修しようとする授業科目等		
授業科目名		
他の大学等での科目区分		
単位数	単位	単位
授業期間(該当項目を○で囲む)	通年・前期・後期	通年・前期・後期
該当授業科目の開設学部等		
授業担当教員名		
備考 (読み替え希望等)		

6-(1) 高知県立大学と高知短期大学との単位互換に関する協定書

高知県立大学と高知短期大学(以下「両大学」という。)は、相互の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的にして、授業科目の単位互換を行うこととし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

(他大学授業科目の履修)

第1条 両大学は、両大学の一に在籍する学生が相互に他大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認める。

(学生の身分)

第2条 前条により他大学の授業科目を履修する学生の当該他大学における身分は、特別聴講学生とする。

(単位の互換)

第3条 前2条の規定による両大学の特別聴講学生が修得した単位は、当該学生の在籍する大学の定めるところにより、当該大学での履修により修得した単位として認定する。

(授業料等)

第4条 特別聴講学生に係る検定料、入学料および授業料は相互に徴収しない。

(単位互換の実施についての覚書等)

第5条 第1条及び第2条の規定による特別聴講学生の履修科目、履修定員その他単位互換の実施に関し必要な事項は、両大学の間で別途取り交わす単位互換の実施についての覚書その他により定める。

(発効)

第6条 本協定は、平成27年4月1日から発効する。

(協定の改定)

第7条 本協定は、両大学の協議と合意のもとに、必要に応じて改定することができる。

平成27年1月21日

高知県立大学長 南 裕子

高知短期大学長 南 裕子

6-(2) 高知県立大学と高知短期大学との単位互換に関する協定書についての覚書

高知県立大学と高知短期大学との単位互換に関する協定書第5条の規定に基づき、高知県立大学と高知短期大学における単位互換の実施に関し、下記の内容で合意に達したので、ここに覚書を取り交わす。

記

- 1 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数
 - (1) 履修できる授業科目範囲
特別聴講学生として履修できる授業科目は、受入大学が定める単位互換科目のうち、派遣大学が指定する授業科目とする。
単位互換科目は毎年1月15日までに、シラバス及び授業時間割は3月31日までに相手大学に通知することとする。
 - (2) 修得できる単位数
受入大学において特別聴講学生として修得できる単位数は、当該学生の在学期間を通じて、20単位以内とする。
- 2 受入学生数
受入学生数は、科目ごとに定めることとする。
- 3 出願の手続き
特別聴講学生として派遣する学生があるときは、派遣大学の長は、学期の始め4週間以内に、次の書類を受入大学の長に提出しなければならない。
 - (1) 受入依頼書
 - (2) 特別聴講学生願（所定の様式）
 - (3) その他受入大学が定める書類
- 4 受入学生の決定
受入大学の長は、すみやかに受入学生を決定し、派遣大学の長に通知しなければならない。
- 5 履修期間
特別聴講学生の履修期間は、1学期（半期）又は1年間とする。
- 6 成績評価・単位認定の方法
 - (1) 成績評価は、受入大学の定めるところにより実施する。
 - (2) 受入大学の長は、特別聴講学生の成績評価後すみやかに、派遣大学の長に成績証明書を送付しなければならない。
 - (3) 両大学の期末試験の日時が重複した場合は、派遣大学の授業科目について追試験等の措置を講ずることとする。
 - (4) 特別聴講学生が受入大学で修得した単位は、派遣大学の定めるところにより、派遣大学で修得したものと認認することができる。
- 7 授業料等
特別聴講学生にかかる検定料、入学料、授業料は徴収しない。

8 学生証

特別聴講学生は、所定の特別聴講学生証の交付を受け、受入大学の施設・設備を利用する場合は、これを携帯しなければならない。

9 本覚書の改定

本覚書は、いずれか一方の大学の申し出により、協議の上改定することができる。

10 その他

この覚書に定めるもののほか両大学間の単位互換の実施に必要な事項は、随時、協議により定めることとする。

平成27年1月21日

高知県立大学長 南 裕子

高知短期大学長 南 裕子

7. 高知短期大学長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知短期大学学則第5条ただし書き及び第37条ただし書きの規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請することができる者は、本学社会科学科と専攻科の入学手続き者及び社会科学科1年次在学生のうち、次の各号のいずれかに該当するために学則で定められた卒業要件・修了要件の年限で卒業又は修了することが困難な者とする。

- (1) 有職者（正規雇用以外のものを含む）
- (2) 家事・育児・介護等の従事者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると認める者

(履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修学生は、修業年限を超えて計画的に履修するものとして認められた期間（以下「長期履修期間」という。）在学し、学則で定められた卒業又は修了に必要な単位以上を修得しなければならない。

- (1) 社会科学科の長期履修期間は、3年又は4年を選択できることとする
専攻科の長期履修期間は2年とする。
- (2) 休学期間は、長期履修期間には算入しない。

(履修単位の制限)

第4条 長期履修学生が1年間に受講登録することができる単位数の上限は原則として次のとおりとする。

- (1) 社会科学科の長期履修期間3年の場合は30単位、4年の場合は20単位までとする。
- (2) 専攻科の場合は16単位とする。

(申請手続)

第5条 長期履修学生の適用を希望するものは、長期履修学生申請書（別記様式1）を、学長の定める日までに、学長に提出しなければならない。

(履修期間の変更)

第6条 長期履修学生が、長期履修期間の変更を希望する場合は、あらかじめ指導教員の承認を得て、長期履修期間変更申請書（別記様式2）を学長の定める日までに、学長に提出しなければならない。

2 履修期間の短縮の適用は当該年度からとし、履修期間の延長の適用は翌年度からとする。

(許可)

第7条 第5条及び第6条の申請については、教授会の議を経て、学長が許可する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日の前日において、高知短期大学長期履修学生規程(平成15年12月1日施行)により長期履修学生として許可されている者は、引き続きこの規程の長期履修学生とし、この規程を適用する。

年度長期履修学生申請書

年 月 日

高知短期大学長 様

社会科学科（専攻科）

受験番号（学籍番号）

ふりがな：

氏 名： _____ 印

下記のとおり長期履修学生の適用を希望しますので、高知短期大学長期履修学生規程第5条に基づき申請いたします。

記

入 学 年 月 日	希 望 す る 履 修 期 間
年 月 入学	社 会 科 学 科 (3年・4年)・専 攻 科 (2年)
現 住 所	〒 _____ TEL ()
勤 務 先 名 称 所 属 部 署 職 位 ・ 職 名	
勤 務 先 所 在 地	〒 _____ TEL ()
指 導 教 員 (1年次在学時に申請をする場合のみ)	_____ 印

(注1) 希望する長期履修期間について、○をしてください。

(注2) 裏面の申請理由書に長期履修生を希望する理由を具体的に記入してください。

申請理由書

申請資格（該当するものを○で囲んでください。）

第2条（1）

第2条（2）

第2条（3）

長期履修の必要性・履修計画を記述してください。

（履修計画がまだ具体的でない場合は、2年間では卒業できない理由、勤務や介護等の状況、それに伴う通学の困難性等できるだけ詳しく記述してください。）

長期履修期間変更申請書

年 月 日

高知短期大学長 様

社会科学科（専攻科）

学 籍 番 号 _____

ふりがな：

氏 名： _____ 印

下記のとおり長期履修期間の変更を希望しますので、高知短期大学長期履修学生規程第 6 条に基づき申請いたします。

記

入 学 年 月 日	卒 業（修了）予 定 年 月
年 月 入学	年 月
現 住 所	〒 _____ TEL ()
勤 務 先	_____
勤務先所在地	〒 _____ TEL ()
長期履修期間の 変更を希望する 理 由	
指 導 教 員	_____ 印

8. 高知短期大学障害のある学生のための就学支援に関する基本規程

(目的)

第1条 この基本規程（以下「本基本規程」という。）は、高知短期大学において障害のある学生が十分な教育を受けることができるようにするため、学長、副学長、学生部長及び職員の責務を明らかにするとともに、障害のある学生のための就学等支援に関する基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基本規程にいう障害のある学生とは、身体障害者福祉法4条にいう「身体障害者」をいう。ただし、身体障害者福祉法上の「身体障害者」には該当しないが、疾病等より、就学する上で制限を受ける者も含む。

(学長、副学長及び学生部長の責務)

第3条 学長、副学長及び学生部長は、障害のある学生が就学において不利益を受けないように配慮するとともに、障害のある学生のための就学等支援に関する方策を推進する責務を有する。

(職員の責務)

第4条 職員は、障害のある学生が就学における不利益を受けないように配慮するとともに、障害のある学生のための就学等支援に関する方策の実施において積極的に協力するよう努めなければならない。

(規程等の整備)

第5条 学長、副学長及び学生部長は、本基本規程の目的を達成し支援を実施するため、必要な規程等の整備に努めなければならない。

(補則)

第6条 本基本規程に定めるもののほか、本基本規程の実施に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定めることができる。

附 則

この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

9. 高知短期大学障害者の入学試験及び修学に関する規程

第1章 目的及び対象

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、身体に障害のある者の入学試験及び入学後の修学に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本規程にいう学生とは、身体障害者福祉法4条にいう「身体障害者」である学生をいう。ただし、本規程は、身体障害者福祉法上の「身体障害者」には該当しないが、疾病等により、修学する上で制限を受ける者にも適用するものとする。

第2章 入学試験における配慮の希望

(必要書類の提出)

第3条 本学に入学を志願し、入学試験実施及び修学に際し必要な配慮を希望する者（以下「申請者」という。）は、受験を希望する試験日の原則1ヶ月前までに次の書類を学生課に提出するものとする。

(1) 入学試験・修学配慮願

(2) 身体障害者手帳の写し

2 第2条ただし書に該当する申請者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 入学試験・修学配慮願

(2) 医師による診断書

(書面審査及び面接審査)

第4条 入試・修学配慮審査委員会（以下「委員会」という。）は、以下の者によって構成される。

(1) 入試委員長

(2) 学生部長

(3) 総務企画課長

(4) 学生課長

(5) 学長が必要と認める者

2 委員会は、申請者と面接を行い、申請者の希望する配慮を行うことができるか否かを検討する。

(審査報告及び教授会決定)

第5条 委員会は、前条に基づき審査した結果を、教授会に報告するものとする。

2 教授会は、前項の報告に基づき、配慮を行うか否かを決定する。

第3章 修学に関する配慮

(教育的配慮)

第6条 学生は、修学上の配慮に関して要望がある場合には、学生課に申し出るものとする。

2 学生委員会は、前項の申出に基づき、関係者と協議し、対応するものとする。ただし、配慮をするにつき過度の負担を要する場合には、この限りではない。

3 学生委員会は、前2項の検討に際し、必要に応じて、身体障害者手帳の写し又は医師による診断書の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

10. 高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター 図書館資料等利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程第4条に基づき、高知県立大学総合情報センター永国寺図書館及び高知短期大学総合情報センター図書館（以下「図書館」という。）の資料等の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日、開館時間)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館するものとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 年末年始
- (3) 図書の点検、整理日（毎月第1水曜日及び夏季休業中、冬季休業中又は春季休業中の一定期間）
- (4) 夏季等休業中の土曜日
- (5) 総合情報センター長が休館を必要と認めた日

2 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

月～金曜日 8時30分～20時40分

土曜日 10時～16時

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高知県立大学及び高知短期大学の教職員、非常勤講師、学生、大学院生、委託生、科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講生
- (2) 高知県立大学・高知短期大学の旧教職員、卒業生
- (3) 高知工科大学の教職員、非常勤講師、学生、大学院生、研究生、科目等履修生、特別科目等履修生、特別研究学生、聴講生、留学生
- (4) その他総合情報センター長が許可した者

2 図書館の資料等の利用にあたって、係員の求めがあったときは、身分を証するものを提示しなければならない。

(館内利用)

第4条 館内の図書等は、自由に利用できる。利用が終ったときは、すみやかにもとの書架内に返却しなければならない。

2 館内の許可された場所以外での飲食並びに携帯電話の通話及び音の出る操作は、禁止する。

3 所持品の管理は利用者の責任で行う。

4 他の利用者の利用を妨げる行為は行わない。

(貸出券の交付)

第5条 図書の貸出を受けるには、予め貸出券の交付を受けなければならない。

2 高知県立大学・高知短期大学及び高知工科大学が発行する学生証及び職員証は、それぞれ前項の貸出券とみなす。

3 貸出券の交付を受けるときは、身分証明書を提示して、係員に申請しなければならない。

4 貸出券の記載事項に異同が生じたときは、すみやかに届け出をしなければならない。

5 貸出券を紛失したときは、すみやかに届け出て再交付を受けるものとする。

(館外貸出)

第6条 図書の館外貸出は、次の各号の規定により行う。

- (1) 図書に貸出券を添えて係員に提示し、貸し出しを受ける。
- (2) 図書の貸出期間は、14日以内とする。ただし、貸出期間が長期休業期間中であるとき、総合情報センター長は第3条第1号及び第3号に掲げる学生、教職員について授業開始日から起算して7日以内まで貸出期間を延長することができる。
- (3) 逐次刊行物の貸出期間は、7日以内とする。ただし、最新刊の逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。
- (4) 貸出冊数は次の表のとおりとする。本条の貸出冊数とは、高知県立大学、高知短期大学及び高知工科大学の各図書館で貸し出しする合計の冊数をいう。

<通常授業期間>

区分	学部学生（学部所属する委託生等を含む）	大学院生（大学院所属する科目等履修生等を含む）	教職員 非常勤講師	一般利用者（第3条第2号及び第4号に掲げる者）
貸出冊数	10冊以内	15冊以内	10冊以内	5冊以内

<長期休業期間>

区分	学部学生（学部所属する委託生等を含む）	大学院生（大学院所属する科目等履修生等を含む）	教職員 非常勤講師
貸出冊数	15冊以内	20冊以内	10冊以内

- (5) 貸し出しを希望する図書が貸出中で貸し出しの予約をしたいとき、また、同一図書の再貸し出しも係員に申し込めば、支障のない範囲で行うことができる。
- (6) 総合情報センター長が必要と認めるときは、貸出図書の冊数の制限、貸出期間の変更をすることができる。また、貸出期間内であっても返却を求めることがある。

(図書等の分置)

第7条 研究又は教育上特に必要があると認められる図書及び逐次刊行物（以下「図書等」という。）は、学部の研究室、資料室等（以下「研究室等」という。）に分置することができる。ただし、総合情報センター長が必要と認めた場合は返却を認めることがある。

- 2 分置することができる期間は、原則として、当該年度内とする。なお、同一図書の再分置は妨げない。
- 3 研究室等ごとに3,000冊以内とする。
- 4 第1項の規定により分置した図書等（以下「分置図書」という。）は、研究室等の管理者（以下「分置管理者」という。）が責任をもって保管し、利用するものとする。
- 5 分置管理者は分置図書を原則として分置した場所に常置するとともに、常に図書等の所在を明らかにしなければならない。

6 分置管理者は、第3条の規定による利用者から分置図書を利用したい旨の申し出があったときは、支障のない限り閲覧または帯出ししなければならない。

7 総合情報センター長は、管理上必要があると認めたときは分置図書の点検を行うほか、必要に応じ出納管理状況を調査することができる。

(館外貸出禁止)

第8条 辞典、目録、索引類、視聴覚資料、その他特に総合情報センター長が指定した図書及び逐次刊行物は、原則として貸し出しをしない。

(保管責任等)

第9条 利用者は、貸し出しを受けた図書の貸出期間を守り、他に転貸してはならない。また返却期間を過ぎた貸出図書の督促に要した費用は、利用者が負担しなければならない。

2 利用者が、図書を紛失又は損傷したときは、原則としてその損害を賠償するものとする。

(文献複写)

第10条 図書館の利用者は、教育、研究、調査または、学習上必要があるとき文献の複写をすることができる。

2 利用者は、著作権法を遵守しなければならない。

3 その他複写に関する必要な事項は別に定める。

(相互利用)

第11条 当館が所蔵しない資料については、図書館を通じて他大学図書館等へ、利用の申し込みができる。

2 他大学図書館等から、資料の利用の申し込みがあったときは、本学における教育及び研究上支障のない限り、これに応じることができる。

3 前2項に要する経費は利用者が負担するものとする。

(視聴覚機器)

第12条 視聴覚機器は、係員の許可及び指示を受けて利用することができる。

(規則の遵守)

第13条 利用者は、図書館の利用に際しては、本細則の各条項を遵守しなければならない。

本細則に著しく違反する者に対しては、図書館の利用を停止することがある。

(その他)

第14条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関する必要な事項は、総合情報センター長が定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年9月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

1.1. 風水害等非常時における授業・学期末試験の取り扱いについて（申し合わせ）

高知短期大学学生委員会
高知短期大学教務委員会

1 休講

原則として、授業及び学期末試験（以下「授業等」という。）が予定されている日の午後4時現在、または午後4時以後で、高知県中部（高知中央）に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかの警報（以下「警報」という。）が発令され、かつ高知市内の公共交通機関（とさでん交通(株)バス、JR列車）のいずれかの運休（以下「公共交通機関の運休」という。）が発表されている場合、授業等は休講とする。

2 その他の休講

- (1) 上記以外の場合であっても、通学等に際して不測の事態が発生すると予想される場合には、授業等を休講とすることがある。
- (2) 交通の遮断等により授業担当者の来学ができなくなった場合には、上記1の規定に関わらず休講とする。

3 休講の周知

休講となった場合は、次の方法で周知するので、学生は各自で責任を持って確認し、速やかに、かつ適切に対応する。

- (1) 大学の休講掲示板等への掲示
- (2) 高知短期大学の Web ページ (<http://www.u-kochi.ac.jp/kjc/>) の「休講情報」への掲示
- (3) 電話照会への対応

* Web ページ等での確認ができない場合には、直接大学に問い合わせることとする。

4 休講となった授業の補完

休講となった授業等は後日に補講を実施する。ただし、やむを得ない場合には補講に替わる方法で行われることがある。

5 留意事項

- ・大学からのタイムリーな情報提供が困難な状況も想定される場合、学生は各自で気象警報や公共交通機関の運行状況に関する必要な情報を入手し、適宜対応する。
- ・風水害等のため授業等が休講となった場合は、安全な帰宅手段が確保できるうちに帰宅する。
- ・以下の場合、特別欠席の取り扱いの対象となる場合がある。特別欠席申請書の提出及び交通路遮断の理由書（通学路が確保できないと判断した具体的な状況や理由）を添えて、当該科目の担当教員に申請する。

(1) 通学経路上の公共交通機関の運休や運航再開遅延により登校できなかった場合

(2) 安全な通学路が確保できないと通学者自身が判断するような事態が発生した場合

附 則

この基準と手続きは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取り扱いは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1 2. 特別の理由による授業欠席者の取り扱いについて（申し合わせ）

高知短期大学教授会

1 次の各号の理由によって授業を欠席した学生については、出席に必要な総授業時間数から出席できなかった時間数を除くこととする。

(1) 以下の文化・スポーツ競技会参加

ア) 四国地区大学総合体育大会

イ) 四国地区体育連盟役員会

ウ) オリンピック等、日本を代表して出場する国際大会

エ) 国民体育大会等、都道府県の代表として出場する国内大会

オ) 全日本選手権大会等、全国を統括する競技団体が主催する大会

カ) 全日本選手権大会等、全日本学生連盟が主催する大会

キ) 西日本地区大会等、地区学生連盟が主催する大会

(2) 学生の親族の死去（別表 1 の対象範囲に限る。）

(3) 感染症による出席停止（別表 2 の病名に限る。）

※医師による診断書（インフルエンザの場合は、医療機関が発行するインフルエンザの証明書に替えることができる。）を添付

(4) 編入学試験、就職説明会・就職試験（会社訪問及び面接も含む。）

※1 年生後期から卒業するまでの半期ごとに 3 回以内（授業単位ではなく、一人の学生についての上限とする。）

※編入学試験、就職説明会等の就職活動の内容を示す資料（受験票の写しや就職活動の内容を示すパンフレット、会社担当者からの連絡書の写しなど）を添付

(5) その他、上記以外の理由による欠席で学生委員会が認めるもの

2 前条の理由より授業を欠席する学生が、この申し合わせによる取り扱いを希望する場合、学生課に備え置きの別紙様式により授業担当教員に申請しなければならない。ただし、(4)号の場合は、学生課に提出するものとする。

申請時期については、前条(2)・(3)号の理由による場合を除き、原則として事前に申請するものとする。

附 則

この申し合わせは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(別表様式)

特別欠席申請書

(教員名) _____ 様

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、下記のとおり貴教員の授業を欠席します(しました)が、「特別の理由による授業欠席者の取り扱いについて(申し合わせ)」により、お取り扱いくださるようお願いいたします。

記

欠席授業科目名	
授業の日・時限	平成 年 月 日 (曜日) 時限
欠席期間	平成 年 月 日 (曜日) ~平成 年 月 日 (曜日)
該 当 理 由	(1) 以下の文化・スポーツ競技会参加 (大会名 : _____) ア) 四国地区大学総合体育大会 イ) 四国地区体育連盟役員会 ウ) オリンピック等、日本を代表して出場する国際大会 エ) 国民体育大会等、都道府県の代表として出場する国内大会 オ) 全日本選手権大会等、全国を統括する競技団体が主催する大会 カ) 全日本選手権大会等、全日本学生連盟が主催する大会 キ) 西日本地区大会等、地区学生連盟が主催する大会 (2) 学生の親族の死去(別表1の対象範囲に限る。) (3) 感染症による出席停止(別表2の病名のものに限る。) (4) 編入学試験、就職説明会・就職試験(会社訪問及び面接も含む。) ※ (1年生後期から卒業するまでの半期ごとに3回以内) <input type="text"/> (5) その他(理由 : _____)

※ この申請書は、授業担当教員に提出してください。ただし、(4)の場合は、学生課に提出してください。

※ 該当理由に○をつけてください。

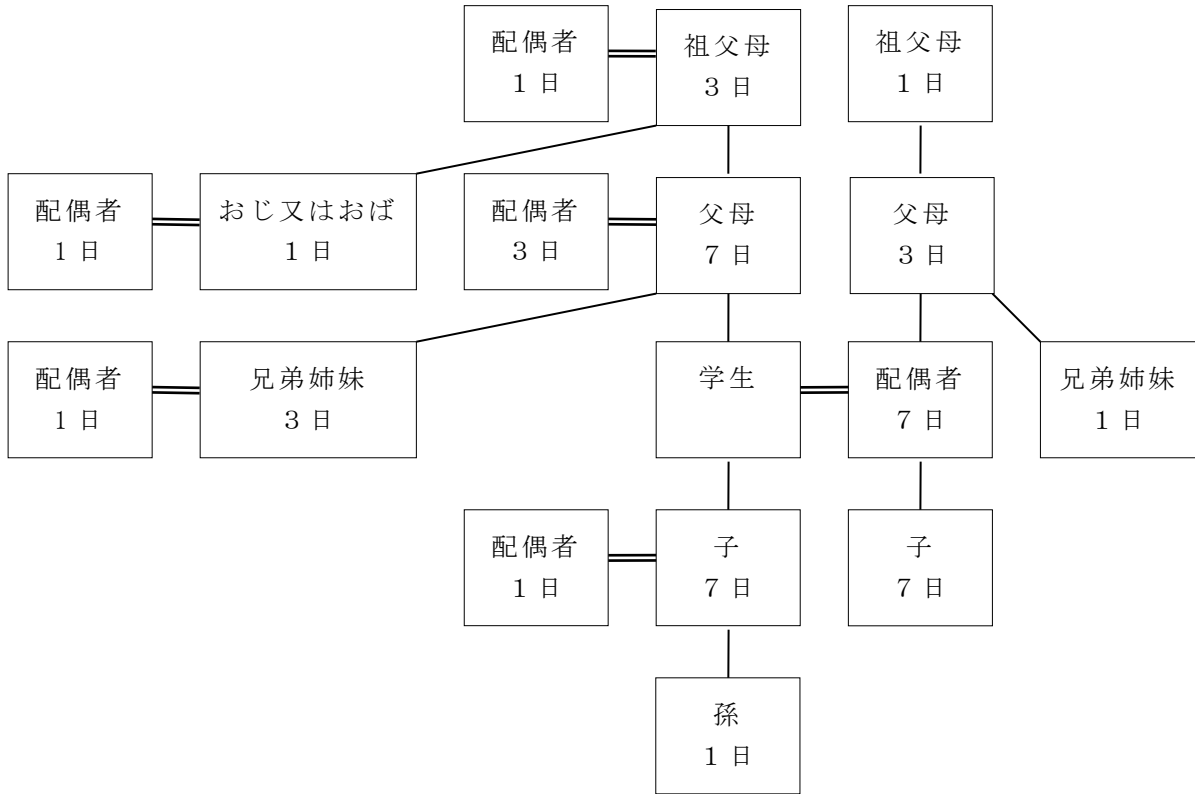
※ (1)・(5)に該当する場合は、()内に具体的に大会名、理由等を記入し、原則として事前に提出してください。

※ (3)に該当する場合は、医師の診断書(インフルエンザの場合は、医療機関が発行するインフルエンザの証明書に替えることができる。)を添付して提出してください。

※ 編入学試験、就職説明会等の就職活動の内容を示す資料(受験票の写しや就職活動の内容を示すパンフレット、会社担当者からの連絡書写しなど)を添付して提出してください。

(別表)

1. 忌引き欠席の対象範囲



2. 感染症による出席停止

分類	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）・及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。以下において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核	第三種と同じ取り扱い
※ただし、病状により医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りでない。		
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認められるまで

1 3. 高知短期大学学生の表彰に関する申し合わせ

(目的)

第1条 高知短期大学学則第50条の規定に基づき、本学学生の表彰に関する必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

(実施)

第2条 学長賞及びそれに準ずる表彰は、この申し合わせの定めるところにより、教授会の議を経て学長が行う。

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行うこととし、あわせて記念品を贈呈する。

(表彰の基準)

第4条 表彰の基準は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本学における学業成績、学術研究等の成果が特に優れていると認められる者
- (2) 本学における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において特に優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他、以上の各号と同等またはそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(手続きの開始)

第5条 学生部長は、第4条に該当する学生について、事実関係を整理し、資料を作成して、副学長に報告する。

附 則

この申し合わせは、平成24年1月18日から施行する。

1 4. 高知短期大学学生会館使用細則

(趣旨)

第1条 高知短期大学学生会館規程第6条に基づき、高知短期大学学生会館（以下「会館」という。）の使用に関する必要な事項は、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(使用の資格)

第2条 会館を使用することができる者は、本学の学生、職員及び館長が認めたものとする。

(休館日)

第3条 会館は、次の各号に掲げる日を休館日とする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 館長が休館を必要と認めた日

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、午前7時から午後10時までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(会議室の使用手続)

第5条 会議室（和室を含む。）を使用しようとする場合は、原則として3日前までに、その責任者が所定の様式による使用願を館長に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 特別な行事のため休館日又は閉館時刻以後に会議室（和室も含む。）を使用しようとする者は、原則として使用日の3日前までに所定の様式による使用願を館長に提出し、許可を受けるものとする。

(委員会室、印刷室及び暗室の利用)

第6条 委員会室、印刷室及び暗室の使用については、学生自治会が、毎学年度の5月31日までに年間使用願を館長に提出するものとする。

- 2 特別な必要のため休館日に前項の室を使用しようとする者は、原則として使用日の3日前までに所定の様式による使用願を館長に提出し、許可を受けるものとする。
- 3 特別な必要のため閉館時刻以後に第1項の部屋を使用しようとする者は、あらかじめ館長に届出るものとする。

(部室の使用)

第7条 部室を使用できる者は、届出のあった学生団体であって、原則として毎学年度の5月31日までに所定の様式による部室年間使用願を館長に提出するものとする。

- 2 前項の届出により、部室を使用できる期間は、6月1日から翌年5月31日までとする。
- 3 特別な必要のため休館日に部室を使用しようとする者は、原則として使用日の3日前までに所定の様式による使用願を館長に提出し、許可を得るものとする。
- 4 特別な必要のため閉館時刻以後に第1項の部室を使用しようとする者は、あらかじめ館長に届出るものとする。

(作法室の使用)

第8条 作法室を使用できる者は、届出のあった学生団体であって、原則として3日前までに所定の様式による使用願を館長に提出し、許可を得るものとする。

- 2 使用目的は、次の各号の一に該当するものとする。
 - (1) サークル活動でのイベント・練習場所・合宿場等
 - (2) 担当教員の許可を得た勉強会・課外活動等

(3) 特別な事由により館長が認めた場合

3 特別な必要のため休館日に作法室を使用しようとする者は、原則として使用日の 3 日前までに所定の様式による使用願を館長に提出し、許可を得るものとする。

4 特別な必要のため閉館時刻以後に作法室を使用しようとする者は、あらかじめ館長に届出るものとする。

(掲示方法の指定)

第 9 条 会館内における掲示は、すべて会館に備付けの掲示板により行うものとする。

(会館内の行為の制限)

第 10 条 会館内においては、館長の許可なくして、物品販売等の行為をしてはならない。

(鍵の保管)

第 11 条 会館の各室の鍵は、事務室において管守する。

(設備の移動、使用等)

第 12 条 会館内においては、館長の許可なくして館内の備付けの物品を移動し、もしくは館外から機械器具等を持ち込み、または壁面を使用してはならない。

(遵守事項)

第 13 条 会館を使用する者は、次に掲げる事項を守るものとする。

- (1) 届け出た目的以外のことに使用し、または転貸しないこと。
- (2) 会館内の清潔、整頓および美化に心掛けること。
- (3) 使用後は室内の清掃、設備備品の整理、火の始末、戸締り、消灯をすること。
- (4) 休館日又は閉館時刻以後に使用し、退館、退室する場合は警備員に届け出ること。
- (5) 火災、盗難その他異常を発見した場合は、直ちに職員又は警備員に連絡すること。

(損害の弁償)

第 14 条 会館を使用する者が建物、設備、備品等を損傷し、または亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りではない。

(使用の中止)

第 15 条 この細則に違反した場合にはその使用を中止させることがある。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、会館の施設等の使用に関し必要な事項については、館長が定める。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

確認書

高知短期大学学生部長と高知短期大学学生自治会は、高知短期大学学生会館規程（以下「会館規程」という。）および高知県立大学学生会館・高知短期大学学生会館運営委員会規程（以下「運営委員会規程」という。）ならびに高知短期大学学生会館使用細則（以下「使用細則」という。）について、次の事項を補足事項として確認する。

両者は、会館規程、運営委員会規程、使用細則ならびに次の確認事項を遵守することにより、会館規程第2条に定める目的の一層の達成をはかるものとする。

平成23年4月1日

高知短期大学学生部長

高知短期大学学生自治会執行委員長

記

- 1 会館規程、運営委員会規程、使用細則の改正については、学生に意見を十分反映したうえで行う。
- 2 運営委員会規程第2条第1項第9号に定める委員は、学生自治会の選出に基づき、同条第2項の手続きにより任命する。
- 3 運営委員会規程第5条に定める審議は、民主的に行い、出席委員全員の合意を運営の原則とする。
- 4 使用細則第2条に定める館長の認めた者とは、会館規程第2条に定める目的に沿って、学生が課外活動を行うにあたり、相互の交流を必要とする他大学や学外諸団体等の人々を含むものであり、この場合に会議室を使用するには、その旨を使用願に明記して承認を得るものとする。
- 5 会議室を会館規程第2条に定める目的の範囲内で会議以外の目的で使用する場合においても、使用細則第5条に定める手続きをとれば自由に使用を認めるものとする。
- 6 使用細則第6条、第7条に定める委員会室、印刷室、暗室および部室については、所定の手続きを経たうえで、施設や壁面を汚損しない限りにおいては適宜に使用し、また掲示することができるものとする。
- 7 使用細則第9条に定める掲示板は、学生に意見を反映してできるだけ多く作る。掲示内容については、社会的道義に反するものでない限り、自由に認めるものとする。立看板は、承認された所定の場所において、会館の利用ならびに清掃の妨げとならず、前述の内容である限り、自由に認めるものとする。
- 8 委員会室、印刷室、暗室および部室については、使用細則第11条に定める鍵とは別に、スペア・キーを各団体に1個ずつ貸与するものとする。
- 9 全学的な行事（卒業生歓迎会などをいう）など館長が許可する場合を除いて、会館内での飲食はしないこととする。
- 10 会館内での楽器の演奏等は、授業や近所への迷惑を考え社会的道義に反しない限りにおいて、自由に認めるものとする。
- 11 会館での宿泊はできないものとする。
- 12 館長は、使用細則第5条第1項、第2項、第6条第2項、第3項、第7条第3項、第4項に定める使用手続きをできるだけ簡素化するよう努力するものとする。

15. 高知短期大学社会科学会会則

第1条 本会は、高知短期大学社会科学会と称する。

第2条 本会は、社会科学の研究を目的とする。

第3条 本会は、次の行事を行う。

- 1 機関雑誌の発行
- 2 研究ならびに講演会の開催
- 3 その他評議会で適当と認めた事業

第4条 本会の事業所は、高知市永国寺町2番22号、高知短期大学内におく。

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 普通会员 高知短期大学教授、准教授、講師、助教、助手、学生
- 2 賛助会員 本会の事業に賛助するもの、卒業生その他
- 3 特別会員 高知短期大学名誉教授

第6条 本会には次の役員をおく。

- 1 会 長 学長
- 2 評 議 会 普通会员の代表者若干名
- 3 雑誌編集委員 2名 庶務会計委員 1名（評議員の互選）
- 4 監 査 委 員 2名

第7条 毎年1回総会を開催する。ただし、評議員会において必要と認めたときは臨時にひらくことができる。

評議員会は必要の都度開催する。

第8条 本会会員は、次のとおり会費を負担する。

- 1 普通会员 学生会員 年額 2,500 円 教員会員 年額 10,000 円
入会時 入会金 1,000 円
- 2 賛助会員 本会の事業に寄与するための応分の寄附

第9条 本学学生は、入学と同時に入会するものとする。

第5条第2号の賛助会員については、会員1名の推薦により評議会で承認されることが必要である。

第10条 本会会員は、本会における研究ならびにその他の事業に参与し機関雑誌その他の刊行物の頒布をうける。

第11条 本会会則の改正および本会運営の基本的事項については、総会の決議による。

第12条 前条に掲げたもののほか、本会運営については評議員会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行日の前日において、高知短期大学社会科学会会員である者については、引き続き本会会員として、この会則を適用する。

16. 高知短期大学学友会会則

第1条 本会は、高知短期大学学友会という。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、高知短期大学の発展充実に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学における教育・研究の発展充実のための事業
- (2) 大学における施設等充実のための援助
- (3) 学生の福利・厚生のための事業
- (4) 会員名簿および会誌の発行
- (5) その他、本会の目的達成のための事業

第4条 本会は、事務所を高知市永国寺町2番22号高知短期大学内におく。

2 会員の多数の地域（職域）には、支部をおくことができる。

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 在学生会員（在学生の父母又は保護者、代行可）
教職員会員（元教職員を含む）
卒業生会員
- (2) 特別会員（本会の趣旨に賛同する者）

第6条 本会に次の役員を置く。役員は任期は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、欠員補充により就任したときは、前任者の残任期間とする。なお、役員は、任期満了後においても後任者が決まるまでは、その職務を行うものとする。

- 会 長 1名
副会長 3名（但し、1名は副学長を充てる。）
理 事 若干名（但し、総務、企画広報及び組織の担当理事数名を置く。）
監 事 3名

2 本会に、顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 支部には、支部長を置くことができる。支部長は、会長の委嘱により理事となる。

第7条 会長、副会長、理事、及び監事は、総会において選出する。

第8条 会長は、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

3 監事は、事業及び会計を監査する。

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。但し、理事会において必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

3 理事会は、必要に応じて開催する。

4 総会及び理事会は、会長が招集する。

第10条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定及び改正に関する事
- (2) 事業及び予算・決算に関する事
- (3) 役員を選出に関する事
- (4) その他、理事会から提案された事項

第11条 総会は、普通会員をもって構成する。但し、特別会員は総会に出席し発言をすることができるが、議決には加わらない。

第12条 総会の議事は、出席者の過半数で決定する。但し、可否同数のときは議長が決定する。

第13条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し2分の1以上の出席をもって成立する。

2 理事会は、総会の決定事項を執行するとともに、総会に提出する事項を審議決定する。

第14条 本会の会計は、在学生会費、教職員会費、卒業生会費、特別会費及び寄付金をもって充てる。

第15条 本会の会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 在学生会費 (2ヶ年分) | 10,000 円 (入学手続きの際、納入する。) |
| (2) 教職員会費 (1ヵ年分) | 6,000 円 |
| (3) 卒業生会費 (元教職員を含む。) (1ヵ年分) | 2,000 円 |
| 〃 (終身会費) | 20,000 円 |
| (4) 特別会費 (1口) | 2,000 円なお、寄附した会費は返還しない。 |

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会に、事務長及び書記を置く。

- 2 事務長及び書記は、会長が委嘱する。
- 3 事務長は、会長の命を受け、会務及び会計を処理する。
- 4 書記は、会務に従事する。

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要なことは、会長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行日の前日において、高知短期大学学友会会員である者については、引き続き本会会員として、この会則を適用する。

V 教 員

1 専任教員等

職 名	氏 名	担 当 科 目		電 話 番 号
		社会科学科	演習 (ゼミ)	
学 長 (兼務)	野 嶋 佐 由 美			(088) 847-8700
副 学 長 (教授)	細 居 俊 明	経済学Ⅱ、経済政策論Ⅱ、 高知学	社会科学演習	(088) 821-7174
教 授 (兼務)	大 井 方 子	労働経済論		(088) 821-7189
准 教 授 (兼務)	清 水 直 樹	行政学Ⅱ		(088) 821-7188
准 教 授 (兼務)	根 岸 忠	社会保障法Ⅰ		(088) 821-7184
准 教 授 (兼務)	菊 池 直 人	法学特殊講義		(088) 821-7185
講 師 (兼務)	田 中 康 代	刑法総論Ⅰ・Ⅱ 刑法各論Ⅰ	社会科学演習	(088) 821-7190
講 師 (兼務)	梶 原 太 一	会計学Ⅱ		(088) 821-7187

2 名誉教授

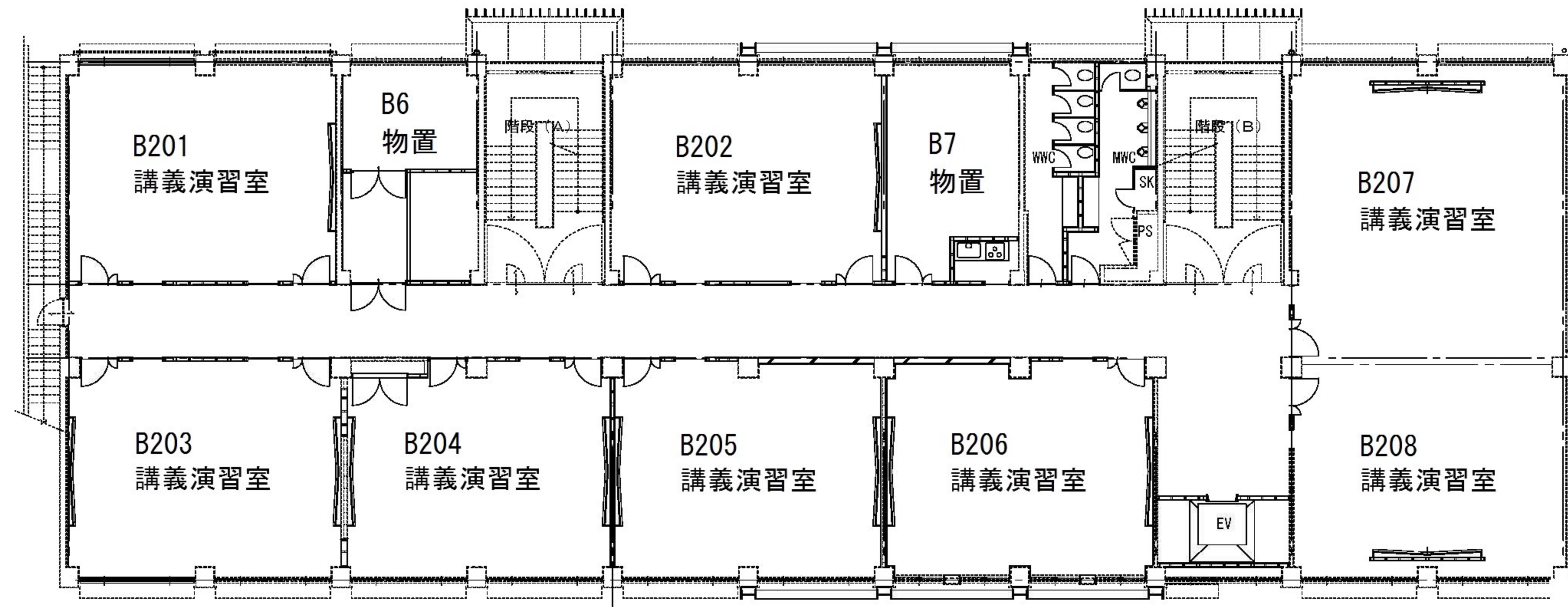
氏 名	住 所 地	氏 名	住 所 地	氏 名	住 所 地
本 田 玄 伯	高 知 市	森 井 淳 吉	大 阪 府	田 中 肇	高 知 市
仮 谷 仁	高 知 市	芹 澤 壽 良	東 京 都	弥 永 萬 三 郎	愛 知 県
仲 哲 生	愛 知 県	福 田 善 乙	高 知 市	玉 置 雄 次 郎	高 知 市
関 根 猪 一 郎	香 美 市				

3 非常勤講師（社会科学科）

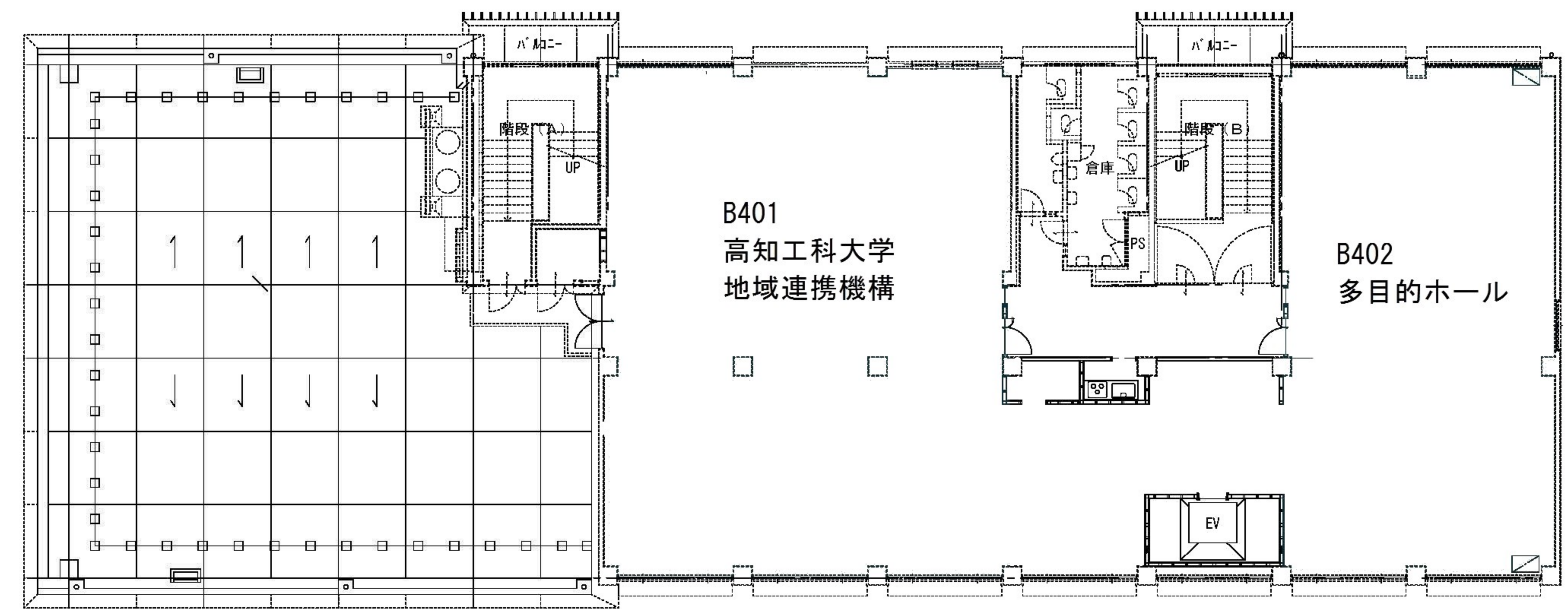
氏 名(50音順)	所 属 等	担 当 科 目
池 純子	高知大学非常勤講師	中国語Ⅰ(初級)
池谷 江理子	元高知短期大学特任教授	地域経済論Ⅱ、ジェンダー論、 社会科学演習
緒方 賢一	高知大学人文学部教授	民法(債権)Ⅰ
霜田 博史	高知大学人文学部准教授	財政学Ⅰ
遠山 茂樹	高知大学人文学部教授	社会学Ⅱ
新谷 茂	キャリアコンサルタント、産業カウンセ ラー、交流分析士インストラクター	キャリアデザイン、社会人基礎力養成講座
林 良太	岩崎淳司法律事務所弁護士	民法(総則・物権)Ⅰ
増井 広二	ブレイン・ソフト・サービス	情報処理Ⅰ
森 直人	高知大学人文学部准教授	経済学史Ⅰ
横川 和博	高知大学人文学部教授	経済法

地域連携棟平面図

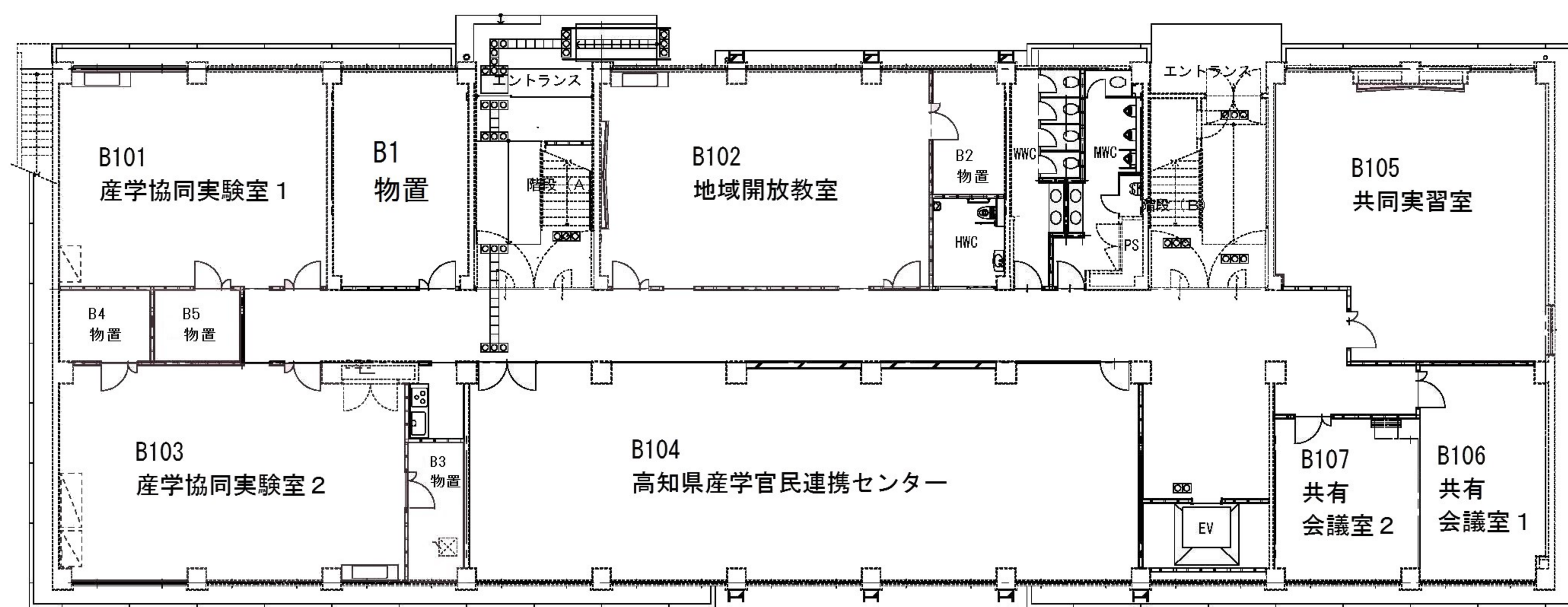
2階平面図



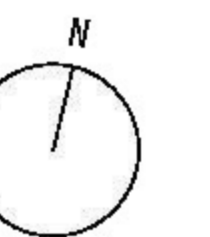
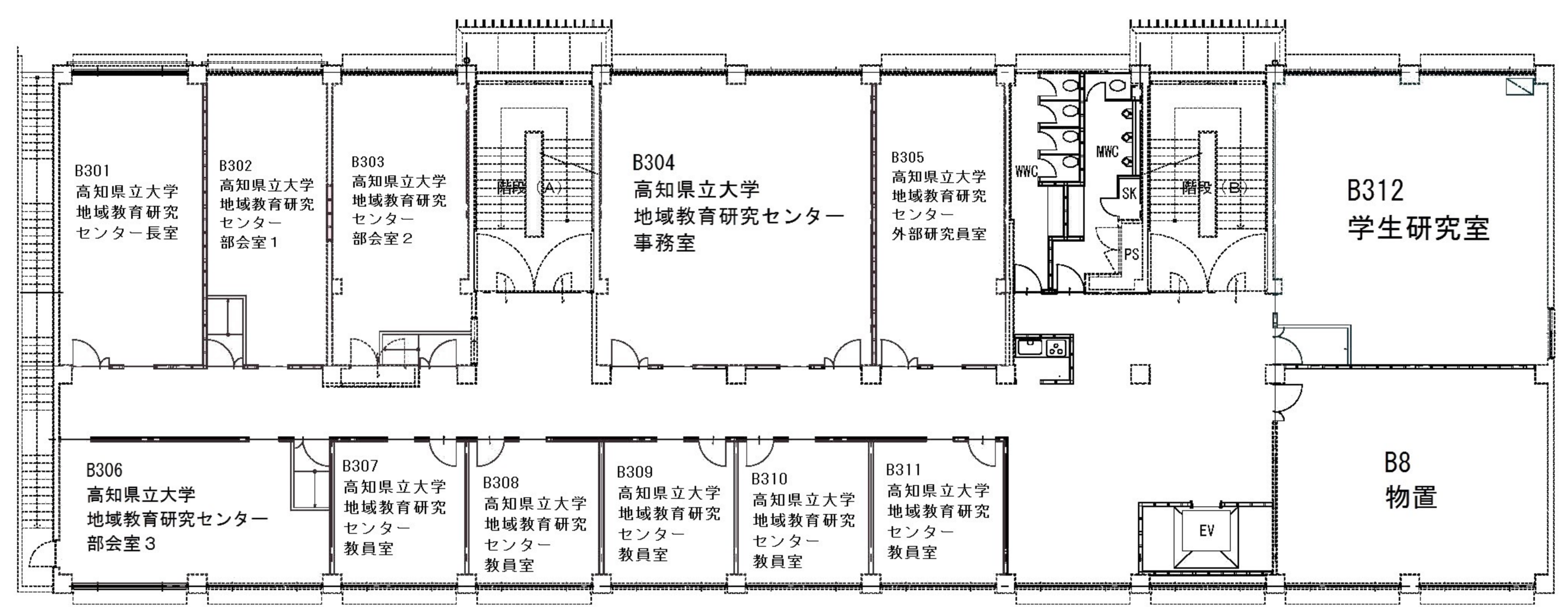
4階平面図



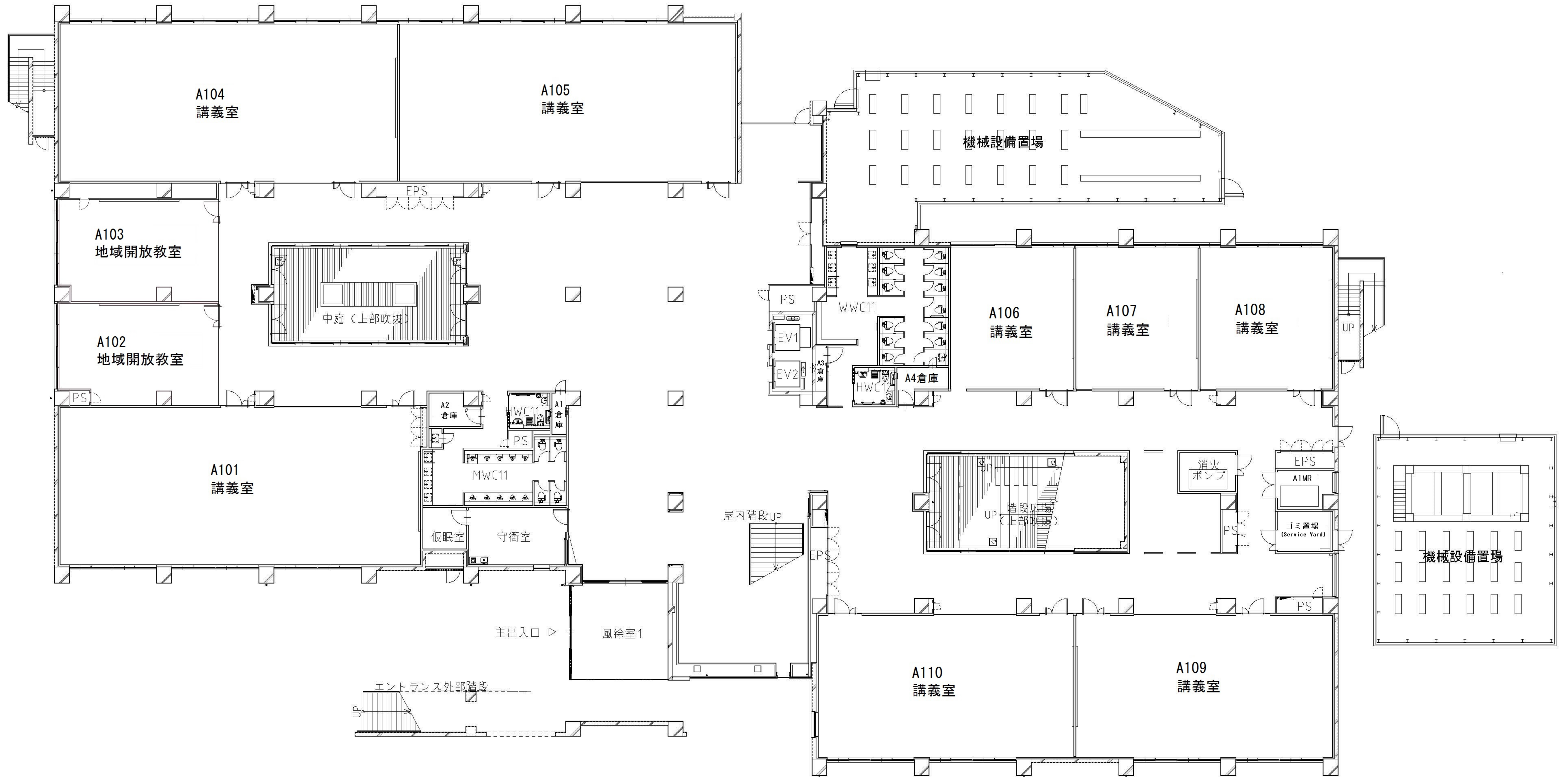
1階平面図



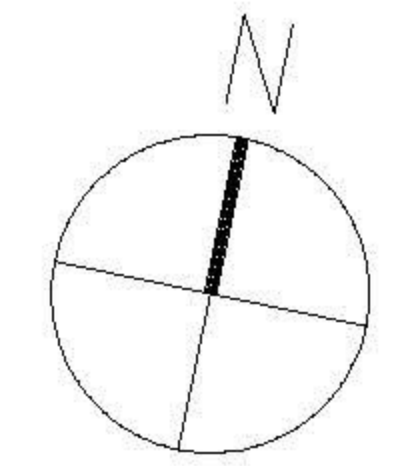
3階平面図

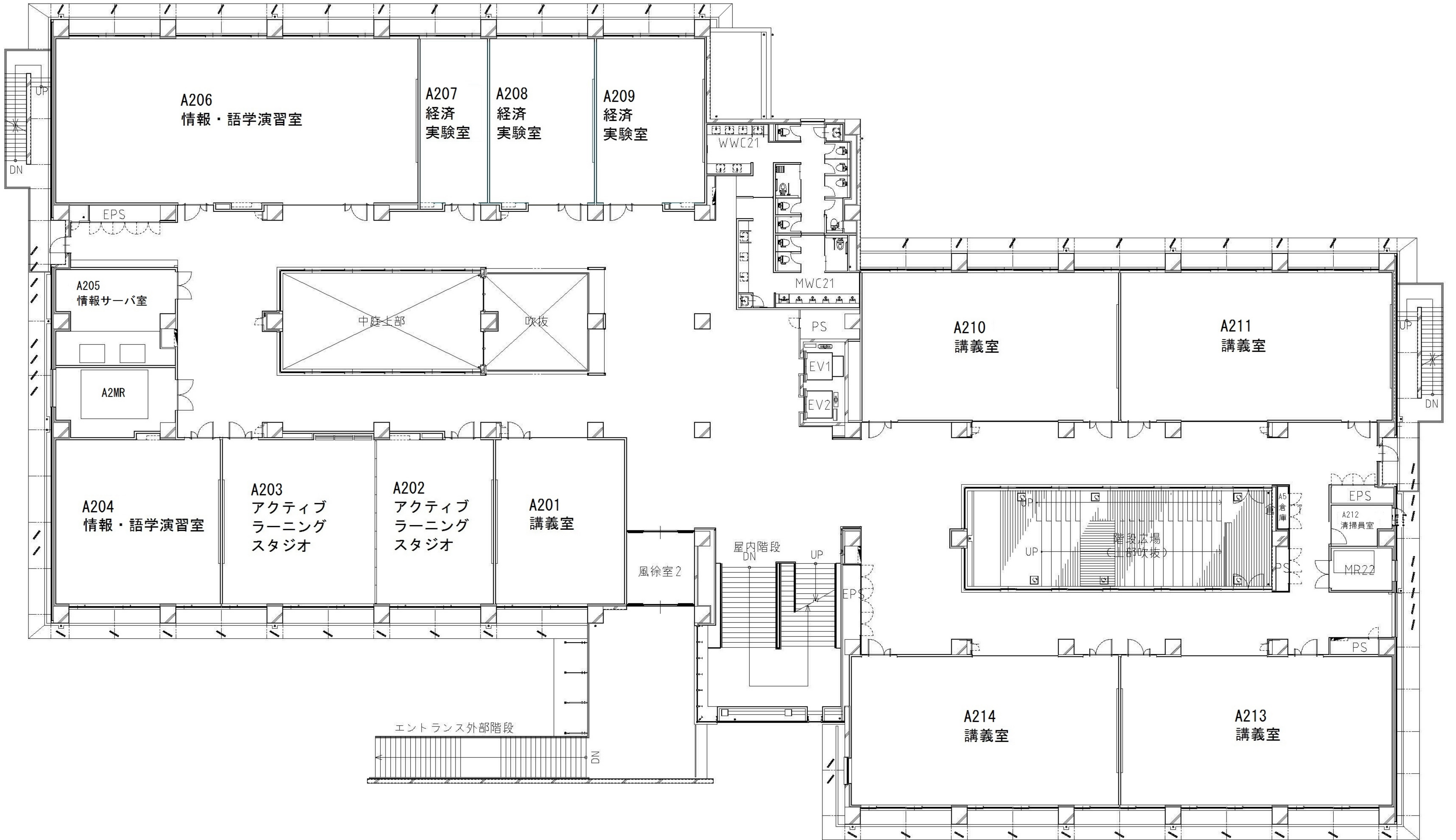


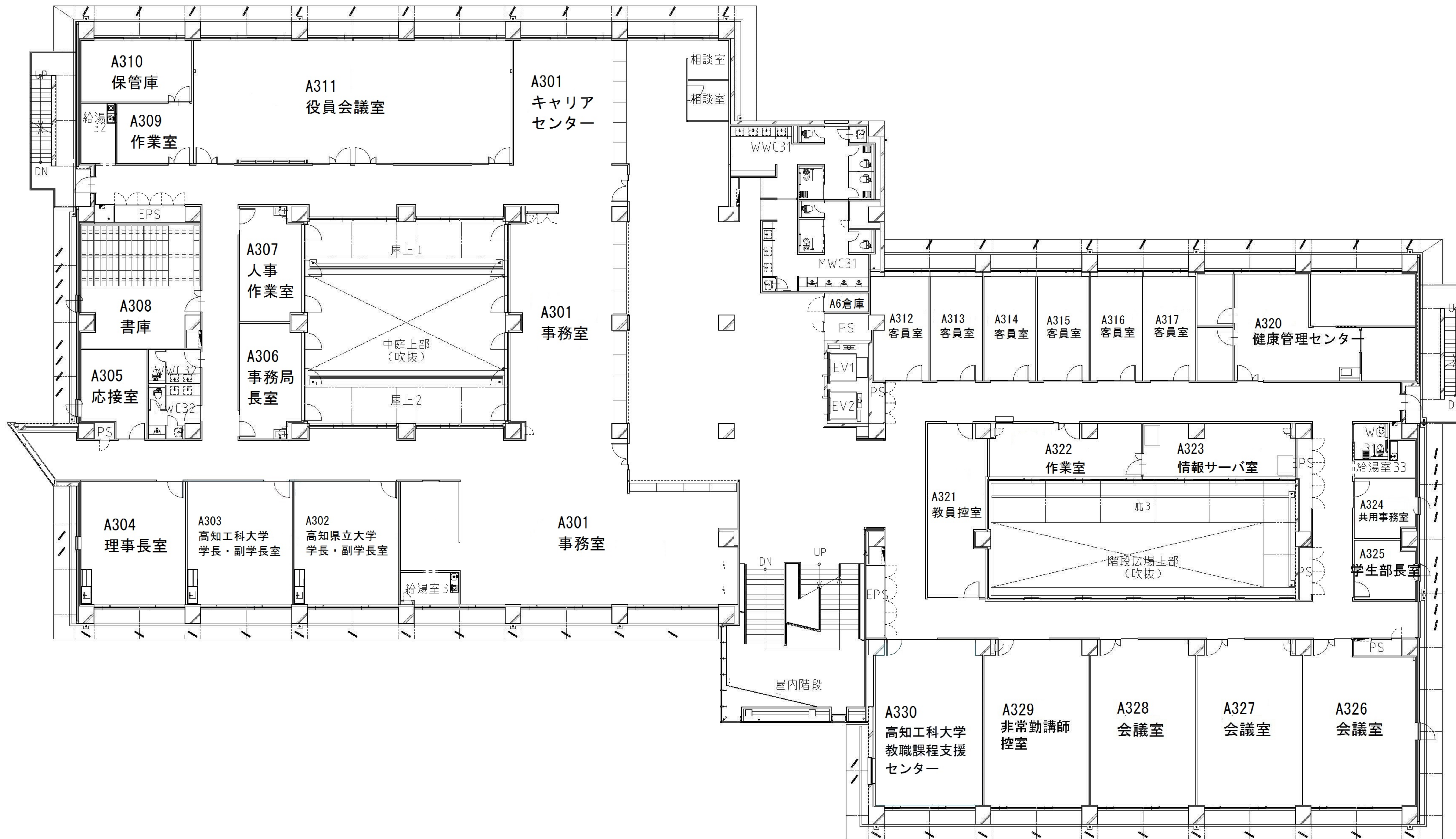
本部・教育研究棟平面図



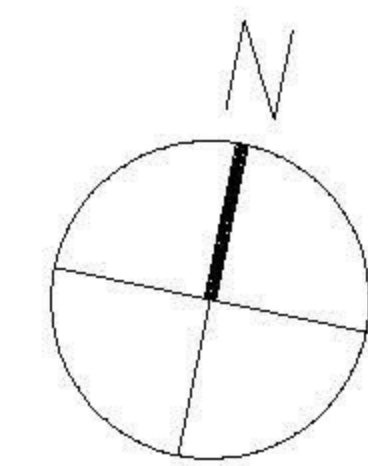
1階平面図 Scale=1/200

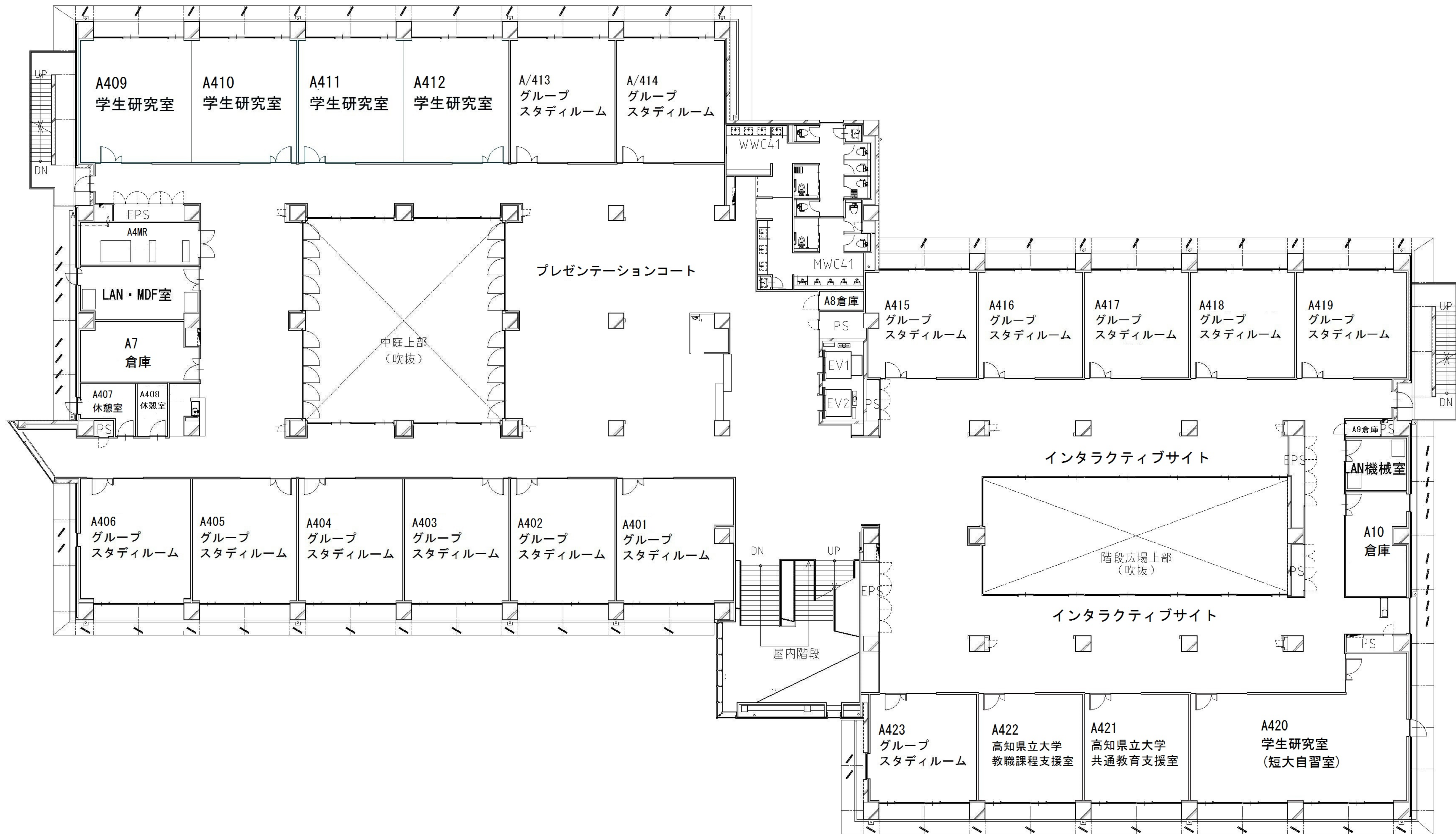




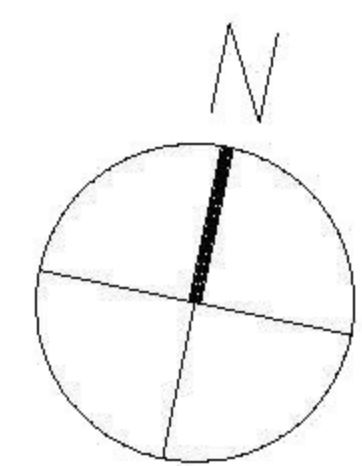


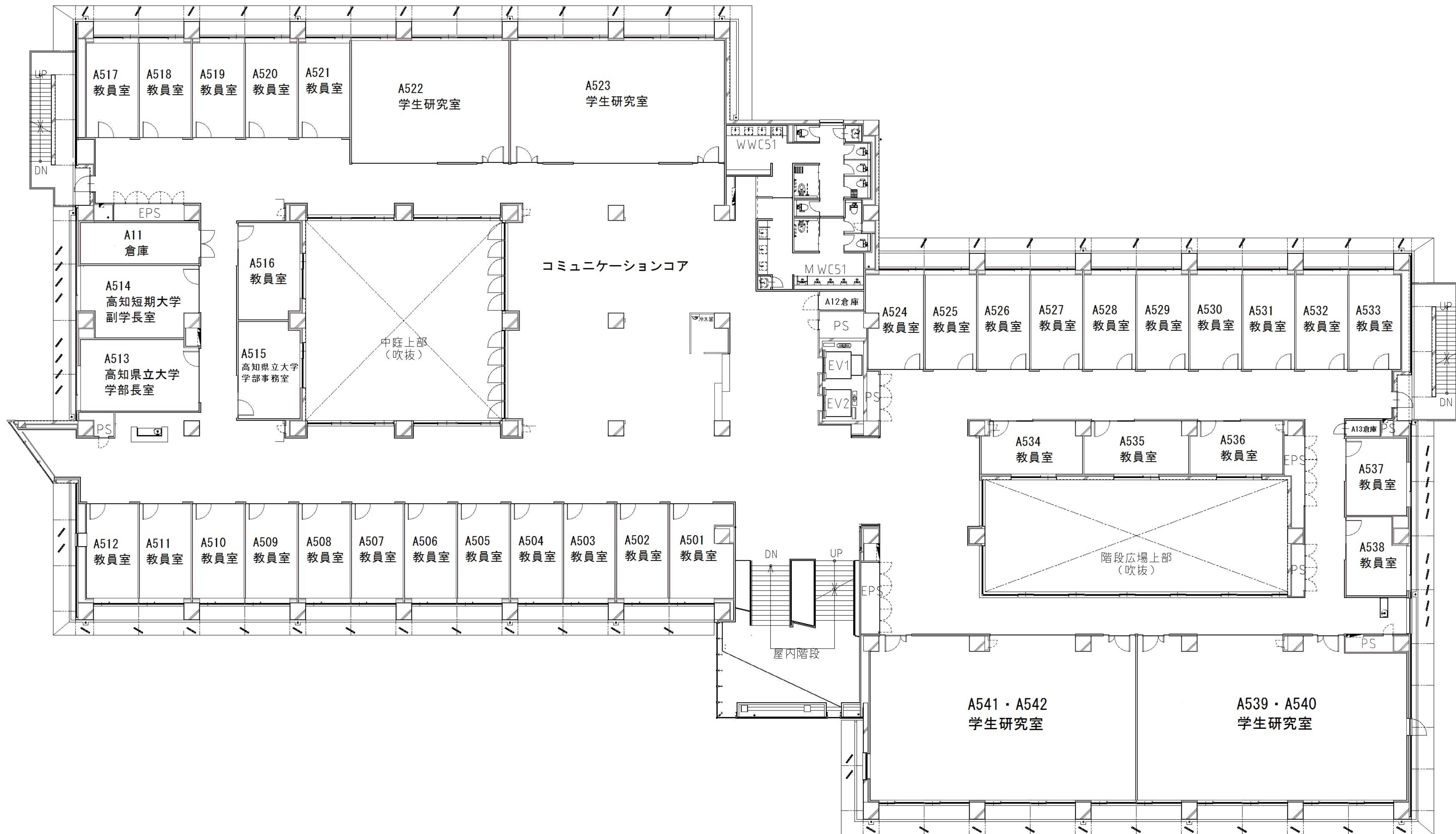
3階平面図 Scale=1/200



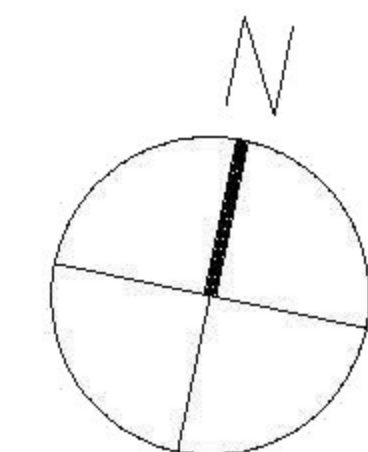


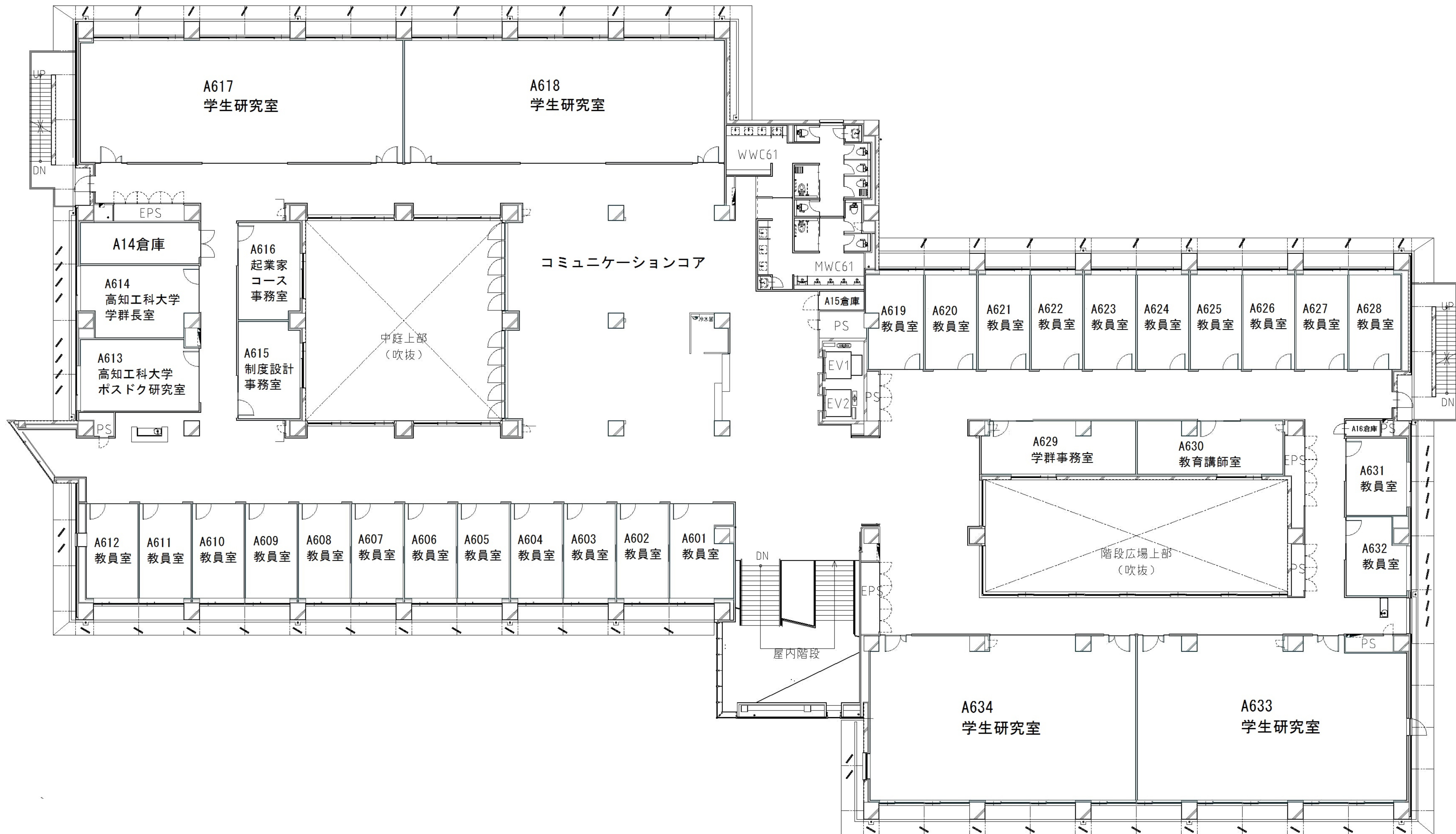
4階平面図 Scale=1/200



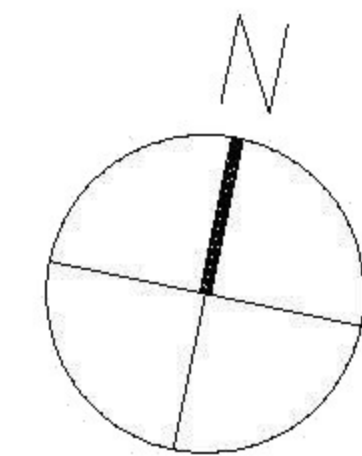


5階平面図 Scale=1/200





6階平面図 Scale=1/200



高知短期大学学生歌

作詞 武藤 徐枝

作曲 住友 弘一

mf

1. こ じょう の し た の ま な び や は じ
 2. ま ど べ に も ゆ る ゆ な う ひ か げ かつ
 3. ひ る は シャ か い の あ ら な み と た た

mp

ち の ひ 一 かりに かわ が や き て し ん り を
 き あ ふ 一 かる にか が こ な う ぎ の た ん り を
 か う な 一 か に も ま な た る じ ゃ ゆ う ち と

mf

も と 一 め お これ な わ ん 一 し ん り を も と 一 め お
 し お 一 の お そ これ な に ん 一 た ん り を ち 一 しい お
 へ お い わ の そ じ つ げ ん を 一 じ ゆ う と へ い わ の そ じ

mf *f*

これ 一 な わ ん 一 } あ 一 わ れ ら が た ん
 つ 一 げ ん を 一 }

ff

だい わ れ ら た ん だ い こ う ち た ん だい

三、
 闘 昼は 社会の 荒波と
 あ 自由と 平和の 実現を
 我等が 短大の 実現を

二、
 窓 活気あふる 若人の 影
 あたぎる 血汐の 似ん
 我等が 短大の 似ん

一、
 古 自治の 下の 学舎は
 真 真理を 求め 行わん
 我等が 短大の 行わん

高知短期大学学生歌